



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

第三部

ワ・バイレ 対 スイス事件

(申立 n°43868/18 および 25883/21)

判決

第 14 条 (+第 8 条) ・ 黒い肌の男性に対する駅での身分証明書の確認について、当該男性が人種プロファイリングを主張した際、国内裁判所は差別的な動機が関与した可能性を調査しなかった ・ 第 14 条 (+第 8 条) が適用可能 ・ プライバシーの権利の範囲に入る重大性の閾値に達した ・ 肌の色に基づく差別の防御可能な主張 ・ 政府は身体検査を含む身分証明書の確認時の差別的な扱いの推定に反論できなかった ・ 介入当事者により立証された警察による人種プロファイリングを報告する国際的報告書が推定を強化した
第 13 条 + (第 14 条 + 第 8 条) ・ 有効な救済手段の欠如

書記官作成。裁判所を拘束しない。

ストラスブール

2024 年 2 月 20 日

確定

2024/05/20

この判決は、条約第 44 条第 2 項に基づき確定した。形式的な修正が加えられることがある。

ワ・バイレ対 スイス事件において、
欧州人権裁判所（第三部）は、以下から構成される法廷において
審理した。

裁判長 Pere Pastor Vilanova、
裁判官 Jolien Schukking、
同 Georgios A. Serghides、
同 Darian Pavli、
同 Peeter Roosma、
同 Ioannis Ktistakis、
同 Andreas Zünd、

および書記官 Milan Blaško

当裁判所は、以下を考慮に入れる。

スイス連邦の国民であるモハメド・シー・ワ・バイレ氏（以下
「申立人」という。）が、欧州人権条約（以下「条約」という。）
第 34 条に基づいてそれぞれ 2018 年 9 月 10 日および 2021 年 5 月 7 日
にスイス連邦を相手方として当裁判所に提起した申立て
（n° 43868/18 および 25883/21）、

スイス政府（以下「政府」という。）に対して、条約第 6 条およ
び第 8 条と組み合わせられた条約第 14 条に関する申立て、および条
約第 13 条に関する申立てを通知し、その他の申立てを却下する決
定、

被告政府から提出された意見および申立人から提出された反論意
見、

アムネスティ・インターナショナル、オープン・ソサエティ・ジ
ャスティス・イニシアティブ、およびフランスの人権擁護官から受
領した意見であり、部裁判長が書面手続に採用することを許可した
もの、

当裁判所規則第 33 条に基づき、部裁判長が一部の書類を機密扱い
とする決定。

当裁判所は、2023 年 11 月 14 日および 2024 年 1 月 16 日に評議室
で審議した後、

以下の判決を下す。これは同日に採択されたものである。

1 序論

1. 本件において、申立人は、チューリッヒ駅で行われた身分証明
書の確認が人種プロファイリングに基づいていたと主張している。
この確認の結果、申立人はそれに従うことを拒否したために罰金を

科された。この身分確認は、申立人が国内裁判所に提起した刑事手続と行政手続の 2 つの申立ての原因となっており、申立人は肌の色に基づく差別の被害者であると主張し、特に申立人に対する人種プロファイリングがあったかどうかに関係当局によって判断されなかったと説明している。問題となっているのは、条約第 8 条と組み合わせられた条約第 14 条、および条約第 13 条である。

2 事実に関して

2. 申立人はスイス国籍で、1974 年に生まれ、ベルンに居住している。Zihlmann 弁護士が申立人を代理した。
3. 政府は、連邦司法局の A. Chablais 氏が代理した。

I. 身分証明書の確認

4. 申立人は 2015 年 2 月 5 日の朝、勤務先であるチューリッヒ工科大学に向かう途中、午前 7 時頃にチューリッヒ駅で市警の 3 人の警官に身分証明書の確認のために停止させられた。申立人が警官の指示に従うことを拒否したため、警官たちは申立人を脇に連れて行き、手を上げて足を広げるように指示した。その後、警官らは申立人のポケットとバックパックを調べ、身分を証明する書類を見つけるまで続けた。身分が確認されると、申立人はその場を離れることができた。

5. 2015 年 2 月 26 日の報告書で、身分証明書の確認を担当した警官（以下「A」という。）は次のように述べている。

《パトロール中 (...)、私の注意を引いたのは、黒い肌の男性（後にワ・バイレ氏と特定された）で、彼の行動が怪しかったためである（ワ・バイレ氏は私が警官であることに気づいたときに視線をそらし、私の横を通り過ぎようとした）。外国人に関する連邦法違反の疑いがあったため [2005 年 12 月 16 日の法律、2019 年 1 月 1 日から「外国人と統合に関する法律 (LEI)」と呼ばれ、法律集 (Recueil systématique) (以下「RS」という。) に 142.20 の番号で掲載]、ワ・バイレ氏の身分を確認することにした。彼に話しかけ、身分を確認する旨を告げたとき、彼は非常に緊張しており、「身分証明書は持っていない」とだけ言った。この事実は、LEI 違反の疑いを強めた。》

6. 同報告書に記載された事実の概要は次のとおり。

《確認中、ワ・バイレ氏は身分証明書を提示することによりその身分を証明することを拒否した。さらに、彼は警官の指示（協力を示し身分証明書を出すようにという指示）を何度も無視した。確認中、ワ・バイレ氏は私たちを人種差別主義者と呼び、私たちの行う確認を嫌がらせと表現した。》

7. 同報告書によると、申立人は確認中に次のような発言をした。

《 私にも権利がある。あなたたちがここでやっていることは正しくない。これは人種差別だ。どこに行っても、私は身分確認をされる。あなたたちが何を言おうと、私は身分証明書を持っていないし、自分が誰かも言わない。報告書を書いても構わない。私は罰金を払うつもりはない。刑務所に行ったほうがましだ。》

8. 一方、申立人は次のように事実を述べている。3 人の警官が申立人に近づいてきたとき、申立人は警官らを見てから目をそらし、歩き続けた。その時点で、警官たちはすでに申立人の近くにいた。申立人によれば、仕事に向かう人々のほとんどが白人だったとのことだが、その中で他の誰も身分証明書の確認を受けなかった。最後に、申立人はなぜ停止させられたのかについての質問に対して回答を受けなかった。

II. 刑事手続（申立 N° 43868/18）

9. 2015 年 3 月 16 日の刑事命令により、申立人はチューリッヒ市警察一般条例（以下「OGP」という；下記段落 36）第 4 条および第 26 条に基づき、警察の指示に従わなかったために 100 スイスフラン（CHF）の罰金と、手続費用として 150 スイスフランの一律料金を支払うように命じられた。

10. 2015 年 3 月 23 日、申立人はこの命令に対して異議を申し立てた。申立人は裁判記録を閲覧した後、2015 年 4 月 20 日付けの趣意書で請求を補完した。

11. 2015 年 11 月 30 日、チューリッヒ市の違反処理当局（Stadtrichteramt）は、申立人と A の聴取を行った。

12. 2016 年 2 月 2 日付の趣意書で、申立人は追加の証拠の提出を求めた。申立人は、警察官の訓練に使用される人物確認に関する教育資料、すべての内部指示またはこの件に関する文書、および関連する統計データを裁判資料に追加するよう求めた。2016 年 3 月 30 日の決定により、違反処理当局は統計データの提供に関する要求を却下し、このケースは具体的な状況に基づいて検討されるべきであり、そのようなデータはこの点に関してさらに関連する要素を提供しないと説明した。他の 2 つの点については、違反処理当局はチューリッヒ市警察の法務部長（la cheffe du service juridique）に対し、申立人の要求に応じる可能性のある文書の提供を求めた。関係者は、2009 年 1 月 5 日付のチューリッヒ市警察規則第 6105 号の人物確認に関する部分の抜粋を違反処理当局に提供し、違反処理当局

は、それを裁判資料として追加した。他に関連する文書がないため、違反処理当局は申立人の要求に十分に応じたと判断した。

13. 2016年3月30日、違反処理当局は裁判記録をチューリッヒ地区裁判所（以下「地区裁判所」という。）に送付した。

14. 2016年11月7日の判決により、申立人はOGP第4条と組み合わせられたOGP第26条に基づき、警察の命令に従わなかったとして有罪とされ、100スイスフランの罰金を科された。地区裁判所は、申立人とAによる事実の説明がどちらも信頼できると判断した。地区裁判所は、国内法上、警察の命令が違法であると宣言されても、それが無効であるとの宣言とは異なり、その命令を受けた人物が従う義務がないことにならないと指摘した。地区裁判所は、Aが、申立人が目をそらし、避けようとしたために疑わしいと感じて身分確認を行ったと述べたことを認めた。地区裁判所は、そのような理由が十分かどうかは疑問の余地があるものの、Aが、身分確認が必要かどうかを判断するための時間がほとんどなかったことを考慮すべきだと判断した。さらに、地区裁判所は、当時、身分確認を正当化するような事由をAが感じ取ったことを否定できないと述べた。地区裁判所は、申立人の肌の色が、Aが身分確認を行うことを決定するに当たって決定的な要因であったことを示すものは何もないと判断した。さらに、地区裁判所は、**事後的に**身分確認の条件が満たされていなかったと結論付けられたとしても、その命令が無効であるとはみなされないと付け加えた。したがって、Aが裁量を超えて行動し、その結果、身分確認が違法であったとしても、申立人はそれに従う義務があると地区裁判所は判断した。地区裁判所は、このような論理は不快に思えるかもしれないが、国家機関の円滑な運営に必要であり、身分確認を受けた人々が後でその身分確認の違法性を争うための行政手続を開始することができることを考慮すれば、容認できるものであると説明した。

15. 2016年12月12日、申立人はこの判決をチューリッヒ州裁判所（以下「州裁判所」という。）に上訴し、特に、身分確認が人種プロファイリング（racial profiling）に基づいていると主張した。

16. 2017年8月25日の判決により、州裁判所は申立人の有罪判決を維持した。警察官の命令が無効と宣言されるためには、重大な不正行為が明白であるか、少なくとも容易に認識できるものでなければならないと指摘した。この条件は、特に警察官の不適切な行動や発言が記録に残っている場合に満たされると説明した。しかし、州裁判所は、申立人がそのような主張を一度も行っておらず、利用可能な証拠、特にAと申立人の証言が、明らかに差別的な理由で行

われたことを示す要素を提供していないと指摘した。州裁判所は、地区裁判所が、身分確認は、申立人の肌の色ではなく、申立人の行動に動機付けられて行われたとする A の主張を信頼できると判断したという事実が決定的であるとみなした。また、州裁判所は、問題とされている行動が、申立人が違反しているとの疑いを持つ根拠としては脆弱であり、それに基づいて申立人を身分確認することを決定する根拠としても脆弱であることは確かであるが、事件当日の朝に申立人だけがそのような弱い根拠に基づき身分確認されたという申立人の主張は、記録のどの要素によっても裏付けられていない単なる推測に過ぎないと説明した。実際、州裁判所は、A が、同日、他の数人も身分確認されていたと述べたことを確認した。州裁判所は、事実の文脈を考慮する必要があると付け加えた。この点につき、州裁判所は、身分確認はチューリッヒ駅で行われたことを想起した。同駅は、非常に混雑しており、犯罪の増加が予期され、したがって警察官の存在と身分確認、特にシェンゲン圏内の国境検査が制限されているため、LEI 違反の疑いに関連する身分確認の実施が期待されている場所であると説明した。そのような違反は明確に認識できる兆候によって現れるものではなく、したがってそれに関与する警察官による身分確認の正当化という分野において、過度に高い要求を課さないことが適切であると説明した。州裁判所によれば、問題の身分確認を行うことを決定した根拠となった兆候の弱さは、その身分確認が明らかに違法であると結論付けるものではなく、その身分確認の実施状況からは、それが嫌がらせや差別的な性質を持つことを示唆する要素を明らかにするものではなかった。

17. 2017 年 10 月 10 日、申立人はこの判決に対して連邦裁判所に上訴した。

18. 2018 年 3 月 7 日に言い渡され、2018 年 3 月 15 日に通知された判決により、連邦裁判所は、この上訴を部分的に受理可能であると宣明した上で、棄却した。連邦裁判所は、特に、州裁判所の評価が恣意的ではないと判断した。申立人による、その身分確認が人種プロファイリングに基づいており、したがって差別的であるという主張について、連邦裁判所は、第一審が恣意的でないと判断した事実とは異なる事実に基づく主張であるとみなした。連邦裁判所は、第一審が認定した事実に拘束されると説明し、その主張は受理不可能であると宣明した。

III. 行政手続（申立 N° 25883/21）

19. 2016 年 3 月 22 日、申立人は 2015 年 2 月 5 日の身分確認を違法と宣言するようチューリッヒ市警察に要求した。申立人は、自身

を、移動の自由に対する権利、プライバシーの尊重に対する権利および情報の自己決定権に対する侵害、および差別の禁止の侵害の被害者であると主張した。

20. 2016年7月20日の決定により、市警察は進行中の刑事訴訟の結果を待つために手続を一時停止した。2017年3月30日、申立人は一時停止の解除を要求した。

21. 2017年4月26日、市警察は、申立人が刑事手続の中で問題の身分確認の違法性を主張しており、その問題がまだ終局的に解決されていないという理由で要求を却下した。

22. 連邦裁判所の2018年3月7日の判決（上記段落18）により刑事手続が終了した後、行政手続が再開された。

23. 2018年12月20日の決定により、市警察は申立人の要求を却下した。市警察は、事実の確定に関して刑事当局の認定に拘束されると述べ、さらに、当裁判所の関連判例に言及しながら、申立人が主張した証明責任の転換が本件には適用されない理由を説明した。

24. 2019年1月25日、申立人はチューリッヒ市の市議会（Stadtrat）に、この決定に対して異議を申し立てた。申立人は、改めて、2015年2月5日の警察の検査が違法であると主張し、市警察に対して主張したのと同じ権利の侵害を訴えた。

25. 2019年4月10日、市議会はこの異議申立てを却下した。市警察と同様に、行政当局は原則として刑事当局による事実の確定に拘束されると説明し、申立人の主張を当裁判所の関連する実務に基づいて検討した。

26. 2019年5月27日、申立人はこの決定に対してチューリッヒ地区庁（Statthalteramt）に異議を申し立てた。申立人は基本的に、下級審で提出したのと同じ主張を展開しながら、同じ請求を繰り返した。2019年11月20日、同地区庁は異議申立てを却下した。

27. 2020年1月13日、申立人はこの決定に対してチューリッヒ州の行政裁判所（以下「行政裁判所」という。）に異議を申し立てた。申立人は改めて、問題とされている警察の身分確認が違法であると宣言するよう求めた。申立人はこれまでに主張した権利侵害の主張を繰り返し、人格権の侵害も追加した。

28. 2020年10月1日の判決により、行政裁判所は異議を認め、下級審の決定を取り消し、2015年2月5日の身分確認は違法であったと判断した。行政裁判所はまず、証拠方法に関する申立人の主張を検討し、刑事当局の前で提出された証拠に基づくことが正当であると述べた。問題とされている警察官を再度聴取することで追加の説明が提供される可能性は低く、申立人が求めた他の証拠も、この事件が提起する問題について判断するために有用ではないと判断し

た。同裁判所は、次に、関連する法的枠組みを提示し、特に身分証明書の確認に関して適用される原則の詳細な説明に数ページを割いた。同行政裁判所はまた、事件が提起したさまざまな問題を検討した。同裁判所は、申立人と、関与した警察官の間の矛盾する証言を考慮すると、申立人が視線をそらした正確な時点を特定することはできないと指摘した。視線をそらしたことが身分確認の端緒であったと警察官が主張する場合、その身分確認が正当化されるかどうかについては、チューリッヒ駅という特定の文脈を考慮しても、答えは否定的であると述べた。したがって、どの仮説を採用しても身分確認が違法であるため、行政裁判所は、肌の色に基づく差別の問題が未解決のままであると判断した（理由 5.7.3）。

29. 2020 年 12 月 14 日、申立人は連邦裁判所にこの判決に対する上訴を行った。実質的には、申立人は連邦裁判所に対し、第一に、下級審が 2015 年 2 月 5 日の身分確認が特に条約第 14 条と第 8 条の違反により違法であるかどうかを検討しなかった部分を無効にすること、第二に、問題の身分確認が特に条約第 14 条と第 8 条の違反を含むものであったことを職権により宣言することを求めた。申立人は、附带的に、関連する事実の確認と申立人が主張する基本的権利の侵害の検討のために、事件を下級審に差し戻すことを求めた。

30. 2020 年 12 月 23 日の判決により、単独判事で構成された連邦裁判所は、上訴を受理しないと宣言した。2005 年 6 月 17 日の連邦裁判所法（以下の段落 32 参照）の第 89 条第 1 項 c)によれば、公法に基づく上訴を行う資格を有するのは、争われた決定の無効化または変更により保護に値する利益を有する者のみであることを想起し、連邦裁判所は、この条件が本件では満たされていないと認定した。申立人は行政裁判所で完全に勝訴しており、争われた決定の無効化や変更を求めておらず、単に理由の補完を求めているだけであると説明した。連邦裁判所は、このような権利は存在しないと指摘した。

3 関連する法的枠組みと実務

I. 国内法

31. 1999 年 4 月 18 日のスイス連邦憲法（RS 101）の関連条項は以下の通りである。

第 7 条 - 人間の尊厳

「人間の尊厳は尊重され、保護されなければならない。」

第8条 - 平等

「すべての人間は法の下で平等である。

特にその出身、種族、性別、年齢、言語、社会的地位、生活様式、宗教的、哲学的または政治的信念、身体的、精神的または心理的障害のために差別を受けてはならない。

(...)」

32. 2005 年 6 月 17 日の連邦裁判所法（以下「LTF」という。RS 173.110）は以下の通りである。

第89条 - 上訴の資格

「公共法に基づく上訴を行う資格を有する者は以下の通りである。

- a. 前の当局の手續に参加した者、またはその機会を奪われた者
- b. 争われた決定または規範行為によって特に影響を受けた者、および
- c. その無効化または変更に保護に値する利益を有する者。

(...)」

第99条 - [新しい主張]

「(...)

新しい主張は受理されない。」

33. 1937 年 12 月 21 日のスイス刑法（以下「CP」という。）第 286 条は以下の通りである。

第286条 - 公務執行妨害

「当局、当局のメンバーまたは公務員がその職務に属する行為を妨害した者は、最大 30 日間の罰金刑に処される。

(...)」

34. 2007 年 10 月 5 日のスイス刑事訴訟法（以下「CPP」という。）第 215 条は以下の通りである。

第215条 - 拘束

「犯罪を解明するために、警察は人を拘束し、必要に応じて以下の目的で警察署に連行することができる。

- a. その身元を確認するため
- b. 簡単に尋問するため
- c. 違反を犯したかどうかを判断するため
- d. 対象者に関する調査や、対象者が所持している物に関する調査が必要かどうかを判断するため。

警察は拘束された人物に以下を強制することができる。

- a. 身元を明らかにすること

- b. 身分証明書を提示すること
- c. 対象者が持ち運んでいる物を提示すること
- d. 荷物や車両を開けること。

警察は人物を拘束する際に、個人に協力を求めることができる。

重大な証拠が、犯罪が行われていることや、被告が特定の場所にいることを示唆している場合、警察はその場所の出入口を封鎖し、必要に応じてその場にいる人物を拘束することができる。

35. チューリッヒ州の警察法（以下「LPol」という。チューリッヒ州の法律集に番号 550.1 で掲載；非公式翻訳）には、以下のよう

第3条 - 警察の任務

「警察は情報、助言、臨場、その他適切な措置を通じて公共の安全と秩序の維持に貢献する。

特に以下の措置を講じる。

- a. 犯罪行為を防止すること
(...)
- c. 人、動物、環境、または財産に対する差し迫った危険を防止し、それに伴う混乱を終わらせること。

違反を確認した場合、警察は CPP 第 306 条以降に基づいて調査を行う。」

第21条 - 司法上の身分識別措置

「任務の遂行が必要な場合、警察は人物を逮捕し、その身元を確認し、対象者が捜索対象であるか、対象者の車両、その他の財産、または対象者と一緒にいる動物が捜索対象であるかを確認することができる。

逮捕された人物は、自分に関する情報を提供し、所持している身分証明書や滞在証明書を提示し、この目的のために容器や車両を開ける義務がある。

(...)」

36. チューリッヒ市警察一般条例（以下「OGP」という。チューリッヒ市法律集に番号 551.110 で掲載；非公式翻訳）の関連規定は以下の通りである。

第4条 - 警察機関に対する行動

「警察官の指示には従わなければならない。」

第26条 - 刑事規定

「本条例または本条例に基づく市の命令の違反は罰金に処される。軽微な違反の場合、罰金の代わりに戒告が行われることがある。」

II. 国内実務

A. 身分確認の要件

37. 身分確認のための単なる警察の呼止め、すなわち警察官に対して身分を明かし、必要に応じてそれを証明する書類を提示する義務に関して、連邦裁判所は 1983 年 7 月 6 日の判決 (ATF 109 1a 146, 理由 4. b) において、そのような呼止めが個人の自由に対する非常に重大な侵害を構成しないとしても、それでもなお個人のプライバシー領域への直接的な介入であるとみなした。上級裁判所は、この実践が、他の警察による管理措置と同様に、公共の利益と比例性という憲法上の原則に従うべきであることを指摘した。したがって、警察機関は理由もなく、どのような状況でも公共の場を歩いている人や公共施設に滞在している人を呼び止める権限を持たないと明確にした。この判決から、個人情報への要求や身分証明書の提示を求める口頭での呼止めは、抑圧的又は煩瑣な性質のものであってはならず、また、不必要な好奇心に基づくものであってはならない。連邦裁判所によれば、例えば、正しい行動をしている市民が些細な口実や純粋に主観的な理由で組織的かつ定期的に警察の監視下におかれることは許されない。警察の呼止めは、むしろ、混乱した状況の存在、犯罪が発生した場所の近くにいること、指名手配されている人物に似ていること、または、わずかな手がかりでも、警察の介入が必要な違法な状況にあると考えられるグループに属していることなど、最低限の客観的な理由に基づくべきである。連邦裁判所は、抽象的な規範の審査に関する事件では、現れ得る具体的な事例をすべて考慮する必要はないとしながらも、市民がその理由を直ちに理解できない単なる呼止めに従う必要があるとしても、それが恣意的で権限の濫用にさらされるわけではないと指摘した。実際、上級裁判所は、比例性の原則が警察官に対して、呼び止められた人々に対して敬意と礼儀を示し、周囲の公衆に対してできるだけ迷惑をかけず、不躰で不必要な質問をせず、嫌がらせをしないことを要求していると指摘した。連邦裁判所はさらに、管理措置は身分確認に必要な範囲を超えてはならず、身分証明書を持っていない場合には、その場でその真実性を簡単に確認できる口頭の表明で十分であると明確にした。

38. 2009 年 9 月 30 日の判決 (ATF 136 I 87, 理由 5. 2) において、連邦裁判所はチューリッヒ州の LPol のいくつかの条項の抽象的な審査を行う際、LPol 第 21 条第 1 項 (上記段落 35) がすべての身分証明書の確認を許可しているわけではないと判断した。この条項

の文言自体がそのような身分確認が必要であることを示していることを指摘し、上級裁判所はその必要性がない場合、身分証明書の確認措置が合法であり比例原則に適合しているとみなすことはできないと判断した。上級裁判所は、必要性の概念は、警察が正当に身分確認を行うためには特定の状況が揃っている必要があり、また、そのような身分確認は理由なしに行うことはできないことを意味すると述べた。この判決から、身分確認が特に必要となり得るのは、警察の注意が特定の人物、場所、または状況に対して何らかの特異性によって引き付けられた場合であることとなる。連邦裁判所は、身分確認は客観的な理由、特定の状況、特定の疑念の要素によって動機付けられ、正当化される必要があると説明した。例えば、混乱した状況の存在、犯罪が行われた場所の近くにいる人物の存在、個人と指名手配者の類似性、犯罪に関連する疑念の要素、その他の類似の状況などである。上級裁判所によれば、これらが身分証明書の確認が警察の任務の遂行に必要であるという抽象的な条件を含意する要素であり、逆にこの条件は、個人的な好奇心や他の無効な理由に基づいて身分確認を行うことを排除する。最後に、連邦裁判所は、起こり得る状況が多種多様であることを考慮すると、例示の列挙のような詳細な定式化はほとんど役に立たず、また、警察の行動が必要な範囲を超えないということが決定的な点であるということをより正確にすることとはならないと考えた。上級裁判所は、他方で、警察機関は節度と敬意を示す義務があることをこの機会に再確認した。

39. 刑事手続の観点から検討された事件では、連邦裁判所は、麻薬法違反が定期的に行われていた場所において、警察官がその人物を麻薬密売人として「認識」しており、その人物がコカインを所持していたことが判明した人物に対する身分確認の条件は満たされていたと判断した。（2019年8月14日の判決 6B_1070/2018、理由 1.4 および以下）。

B. 警察の命令に従う義務

40. 公務や公務員に対する暴力や脅迫（刑法第 285 条）や公務執行妨害（刑法第 286 条；上記段落 33）などの公務に対する犯罪に関する事件の審理において、連邦裁判所は、警察の命令に従う義務がない唯一のケースは、その命令が無効である場合であると判断した。上級裁判所は、この点について、公法における明白性理論（Evidenztheorie）に従い、重大で明白または容易に発見できる瑕疵がある場合に命令が無効であり、その無効性の認定が法的安定性を著しく損なわない限りにおいて無効であると明確にした。連邦裁

判所によれば、手続上または形式上の特に重大な瑕疵や、かつ当該事件の状況に照らして命令が無効と宣言されることがあるが、命令の内容自体の瑕疵によっては、ごく例外的にしか無効とならない（判決 6B_113/2007、理由 2.5；6B_393/2008、理由 2.1；ATF 103 IV 73、理由 6.b；および ATF 98 IV 41、理由 4.b）。

C. 差別の禁止

41. 連邦裁判所の実務によれば、連邦憲法第 8 条第 2 項（上記段落 31）の意味の差別とは、歴史的または現在の社会的現実において排除または軽視されている集団に属することを理由として個人が異なる扱いを受ける場合を意味する。連邦裁判所の判例によれば、差別とは、他の人と同等の状況にある人が、その人のアイデンティティの本質的な要素であって、その人が放棄することができないか、放棄することが困難である特徴に関連しているために、その人を卑下し、排除しているとみなされなければならないような不利益を被るような取扱いの不平等である。上級裁判所は、差別の禁止は、憲法第 7 条で保護されている人間の尊厳の側面にも関わると考えた（同上）。さらに、規制が直接的または間接的な差別的効果をもつ場合があると判断した。後者は、特定の保護された集団に対する不利な扱いを規定していないものの、その具体的な効果によってその集団のメンバーを特に不利にする場合を指す。最後に、連邦裁判所は、差別の禁止は、禁止基準が適用される可能性を絶対的に排除するものではなく、そのような状況は、まず違法な差別の単なる推定を生じさせ、それは適格な正当化によって反証されうることを明らかにしている（ATF 139 I 292、理由 8.2.1 および以下、引用された判例と共に）。

III. 関連する国際法および実務

A. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

42. 1966 年 3 月 7 日に採択され、1994 年 11 月 29 日にスイスが批准したあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合条約第 5 条は、次のように規定する：

《 本条約第 2 条に規定された基本的な義務に従い、締約国はあらゆる形態の人種差別を禁止し、撤廃することを約束し、特に次の権利の享受において、人種、肌の色、国籍または民族的出身の区別なく、法の前の平等を保障することを約束する。

- a) 裁判所およびその他の司法機関における平等な扱いを受ける権利

(…)

d) その他の市民的権利、特に、

i) 国内で自由に移動し、居住地を選択する権利。》

43. 国連人種差別撤廃委員会（CERD）は、2020年12月17日に発表した法執行官による人種プロファイリングの防止と排除に関する一般勧告第36号（CERD/C/GC/36）において、国際人権法には人種プロファイリングの普遍的な定義が存在しないことを指摘した（§13）。この勧告の目的上、委員会は人種プロファイリングを、警察官や他の法執行官が人種、肌の色、血統、国籍または民族的出身に基づいて人々を調査したり、犯罪行為に関与しているかどうかを判断する行為と定義した（§18）。委員会によれば、人種プロファイリングは意識的または無意識的、個人的または制度的・構造的な固定観念や偏見に関連している。これらの固定観念に基づく要請が、人権の行使を損なうために実践された場合、国際人権法の侵害となる可能性がある（§20）。

44. さらに、委員会は人種プロファイリングの慣行が人権の基本原則に違反すると宣言した（§21）。また、締約国は自国の法律、政策、機関から生じる差別を積極的に排除するための措置を取る義務があり（§23）、国内法において人種プロファイリングの事例を告発し、この慣行を終わらせるための適切かつ効果的なメカニズムを備える必要があると述べた（§24）。最後に、法執行官が自らの義務を正しく理解し、人種プロファイリングを実践することとなることを避ける方法を知ることが重要であると強調した（§25）。

45. スイスに関して、国連人種差別撤廃委員会は、スイスの第10回から第12回の定期報告に関する最終見解（CERD/C/CHE/CO/10-12、2021年12月27日）で以下のように述べている。

人種プロファイリング

《19. 委員会は、警察による人種プロファイリングの継続と、それを明示的に禁止する法律の欠缺についての懸念を再確認する。さらに、締約国が人種プロファイリングに関する統計データを十分に収集していないという情報にも懸念を示している。締約国が警察官の訓練において人種差別の一定の側面を取り入れているという報告を考慮しつつも、委員会はこの訓練が警察官による人種差別や人種プロファイリングを効果的に防止するには不十分であるという報告に懸念を抱いている（第2条、第4条、第5条）。

20. 委員会は、一般勧告第36号（2020年）を想起し、締約国に対し、人種プロファイリングに基づく法執行機関のあらゆる実践に効果的に対処し、これを終わらせるための努力を倍増するよう強く求める。具体的には、

a) 一般勧告第 36 号を考慮し、人種プロファイリングを明示的に禁止する法律を制定し、警察の身分確認やその他の活動の理由を明示する書式の導入や、被害者に利用可能な救済手段についての情報提供などの運用上の措置を講じること

b) 人種プロファイリングを防止し、効果的に対処するための行動計画を、最も被害を受けやすい人々と協議して策定し、以下の行動を含めること

i) 警察官および法執行官の初期および継続的な訓練を強化し、人種差別および人種プロファイリングに関する問題に対処すること

ii) 州および連邦レベルでの人種プロファイリングに対する運用上の措置の実施を監視し、独立した専門家の協力を得て定期的な監査を行い、国内政策および実践の欠陥を明らかにすること

iii) 人種プロファイリングに関連する苦情を処理する独立したシステムを設置すること

iv) 人種プロファイリングに関する詳細なデータを収集し、定期的に公表し、次回の定期報告に含めること。》

B. 市民的及び政治的権利に関する国際規約と国連人権委員会

46. 市民的及び政治的権利に関する国際規約は、1966 年 12 月 16 日に採択され、スイスによって 1992 年 6 月 18 日に批准された。この規約は以下のことを述べる。

第 2 条

《 1. 本規約の締約国は、その領域内にあるすべての個人に対し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国籍または社会的出身、財産、出生またはその他の地位に関係なく、本規約で認められた権利を尊重し、保障することを約束する。

2. 本規約の締約国は、憲法上の手続きおよび本規約の規定に従い、本規約で認められた権利を実施するための立法その他の措置を採用するための手配を行うことを約束する。

3. 本規約の締約国は、以下を約束する。

a) 本規約で認められた権利および自由が侵害されたすべての人が、たとえその侵害が公務を行う者によって行われた場合でも、有効な救済を受ける権利を有することを保障する。

b) 司法、行政、立法またはその他の国家の法律に基づく権限を有する当局が、救済を求める者の権利について判断し、司法的救済の可能性を発展させることを保障する。

c) 正当と認められたすべての救済に対して、権限を有する当局が適切な対応を行うことを保障する。

第17条

《1. 誰も、その私生活、家族、住居または通信に対する恣意的または違法な干渉、またはその名誉および評判に対する違法な侵害を受けない。

2. すべての人は、そのような干渉または侵害に対して法律による保護を受ける権利を有する。

第26条

《すべての人は法の前に平等であり、差別なく法の平等な保護を受ける権利を有する。この点に関して、法律はすべての差別を禁止し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国籍または社会的出身、財産、出生またはその他の地位に関係なく、すべての人に対して平等かつ効果的な保護を保障しなければならない。

47. 2009年7月27日のRosalind Williams Lecraftによるスペインに対する通知 n° 1493/2006（国連、公式文書、CCPR/C/96/D/1493/2006）に関する見解において、国連人権委員会は、身分証明書の確認の際に発生したとされる差別の事例を検討し、国際人権規約第26条と第2条第3項の重畳適用に基づく違反を認めた。その目的のため、以下のように述べる。

《2.1 当該者はアメリカ合衆国出身で、1969年にスペイン国籍を取得した。1992年12月6日、Valladolid駅で、マドリードからの電車から夫と息子と共に降りた際、国家警察の警官が近づき、身分証明書の提示を求めた。警官はその時点でプラットフォームにいた他の誰にもこの要求をしておらず、当該者の夫や息子にもしていなかった。当該者がこの身分証明書の確認の理由を尋ねると、警官は多くの不法移民がいるため、彼女のような人々の身分を確認する義務があると答えた。さらに、国家警察は内務省から「有色人種」の身分を特に確認するよう命じられていると付け加えた。

(...)

7.2 委員会は、警察による身分証明書の確認が当該者に対する人種差別を意味するかどうかを決定しなければならない。委員会は、公共の安全や犯罪予防、または不法移民の取り締まりを目的とした身分証明書の確認は正当な目的に叶えるものであると考える。しかし、当局がそのような確認を行う際には、対象者の身体的または民族的特徴をその人が不法に滞在している可能性の指標として考慮してはならない。また、特定の身体的または民族的特徴を持つ人々だけを対象とするような方法で行ってはならない。そうすることは、関係者の尊厳を損なうだけでなく、一般市民の間に排外的な態度を広めることにもなり、人種差別に対する効果的な政策に反することになる。

(...)

7.4 本件において、問題の身分証明書の確認が一般的な性質を持っていたことが記録から推測できる。当該者は、彼女の近隣では他の誰も身分証明書の確認を受けておらず、彼女を逮捕し尋問した警官が、なぜ彼女だけが身分証明書を見せるよう求められたのかを説明するために彼女の身体的特徴に言及したと主張している。これらの主張は、当該者がこの事件を提出した行政

および司法機関によっても、委員会の手続においても反論されていない。このような状況下で、委員会は、当該者がその身分証明書の確認の対象となったのは彼女の人種的特徴のみに基づくものであり、これらの特徴が、彼女が違法行為を疑われる決定的な要因であったと結論づけざるを得ない。さらに、委員会は、いかなる待遇の差別も、その差別の基準が合理的かつ客観的であり、かつその目的が規約に照らして正当な目的を達成するものである場合には、差別とはならないという判例を想起する。本件において、委員会は、合理的かつ客観的な基準が満たされていないと考える (...)。

48. スイスに関して、国連人権委員会は、同国の第4回定期報告書 (CCPR/C/CHE/CO/4Add.1、2018年8月9日) に関する最終見解において、統計データに関して以下のように述べている。

V. 勧告 29 c): 統計

「31. スイスの第4回定期報告書の提出以来、警察権の濫用に関する全国的なデータベースの問題については何の進展も見られなかった (2016年7月7日のスイス第4回報告書、ch.112 参照) 。

32. 警察官に対する苦情の処理は州レベルで規制されており、そのため全国的なデータベースや対応する登録簿は存在しない。ほとんどの州は受領したすべての苦情の内部統計を保持している。

(...)」

C. 国連拷問禁止委員会

49. スイスの第7回定期報告書に関する最終見解において、国連拷問禁止委員会は以下のように述べている (CAT/C/CHE/CO/7、2015年9月7日) 。

警察の暴力

《 10. 委員会は、警察および移民当局による強制力の濫用や人種差別的行動に関する疑惑の事例が、医療報告書に傷害が記載されている場合でも、体系的に当局に報告されていないという情報を受けおり、これについて懸念している。また、欧州人権裁判所が Dembele 対スイス事件 (2013年) で確認したように、効果的かつ迅速な調査が行われていないという報告にも懸念を示している。この点に関して、委員会は、締約国が従前の最終見解 (CAT/C/CR/34/CHE, par. 4 g、および CAT/C/CHE/CO/6, par. 9) で繰り返し勧告を受けたにもかかわらず、個別の事例を調査するための独立機関をまだ設立していないことを遺憾に思う。また、締約国が提供した国家レベルでの法執行機関による暴力や虐待の申し立てに関する統計データが不十分であることも遺憾に思う。ジュネーブ、ヴォー、チューリッヒの各州に関するデータについては、多くの事例が不起訴となり、制裁が科された少数の事例でも懲戒処分にとどまっていることに懸念を示している (第2条、12条、13条、16条) 。 》

D. 人種主義と不寛容に反対する欧州委員会

50. 2007 年 6 月 29 日に人種主義と不寛容に反対する欧州委員会 (ECRI) が採択した警察活動における人種差別および人種差別的行動に対する一般政策勧告第 11 号 (CRI(2007)39) では、人種プロファイリングが次のように定義されている。

《 1. (...) 本勧告の目的上、人種プロファイリングとは以下を意味する。

警察が、客観的かつ合理的な理由なしに、人種、肌の色、言語、宗教、国籍、または民族的出身などを理由に、取締り、監視、または捜査活動を行うこと

(...) 》

51. ECRI は特に、加盟国政府に対して以下のことを勧告する。

《 9. 警察による人種差別や人種差別的行動の疑いがある事例について、効果的な調査が行われ、必要に応じてこれらの行為の加害者が適切に処罰されるようにすること

10. 警察および訴追当局から独立した機関を設置し、警察による人種差別や人種差別的行動の疑いがある事例を調査すること (...) 》

52. 勧告第 1 条に関する説明では、特に以下のことが述べられている。

《 34. iii) (...) 人種プロファイリングが重大な悪影響を及ぼすことが研究によって示されている。これにより、特定の集団に属する人々の間で屈辱感や不公平感が生じ、彼らのスティグマ化や疎外が進むとともに、警察とこれらの集団との関係が悪化し、警察への信頼が失われる。 (...) 》

53. ECRI の人種差別主義及び人種差別に対抗する国内法制に関する一般政策勧告第 7 号 (2002 年 12 月 13 日採択、2017 年 12 月 7 日改訂、CRI(2003)8 Rev.) の第 11 条は、その改訂版において次のように記載されている。

《 法律は、差別行為の被害者とされる者が裁判所または他の権限ある当局に対して直接または間接の差別があったことを示す事実を立証した場合、被告側が、差別がなかったことを証明する責任を負うことを規定しなければならない。 》

54. ECRI は、2019 年 12 月 10 日に採択され、2020 年 3 月 19 日に公表されたスイスに関する報告書 (第 6 回モニタリングサイクル) で、同国の当局に対して以下の批判と勧告を行った (参照省略)。

警察の不正行為

《 110. ECRI は、多くの報告書が警察の不正行為、特に人種プロファイリングや暴力の使用に関する主張に注意を喚起していることを指摘している。yéniche および sinté/manouche コミュニティの代表者は、繰り返される身分

証明書の確認や、移動生活を送る人々のプロファイリングの可能性について懸念を表明した。2016 年、ルガーノ警察による物乞いに対するポスターキャンペーンは、ロマが女性や子供を犯罪組織内で搾取しているというステレオタイプを広めた。黒人もまた、薬物を探すための逮捕や裸体の搜索を伴う警察の取締りの対象となっている。ECRI は、いくつかの警察介入の中で黒人が死亡した事例に特に懸念を示す。例えば、2018 年 3 月、ナイジェリア人がローザンヌで警察の逮捕時に地面に押し倒され、手錠をかけられた、その後に死亡した。2017 年 10 月には、23 歳のガンビア人がヴォー州で警察の拘留中に死亡した。また、2016 年 11 月には、若いコンゴ人がローザンヌでの警察パトロール中に銃撃されて死亡した。これらの事件に関する刑事手続はヴォー州で進行中である。humanrights.ch によれば、警察の暴力に対する訴追はしばしば長期化し、負担が重く、申立人に有利に進むことは稀であり、被害者が無力感を感じ、警察は法を超えた存在であると感じるシステムを生み出している。

111. 人種プロファイリングの被害者である黒人に言及し、連邦人種差別対策委員会は、警察が制度的および構造的な人種差別の問題に対処するための訓練を受けるべきだと勧告した。警察の訓練官および政府顧問によれば、警察の介入の約 20% が客観的な基準に合致していない。訓練の欠如と、警察に対する苦情を調査する独立した機関が存在しないことが理由として挙げられている。

112. ECRI は、警察に対して人種プロファイリングの問題と合理的な疑いの基準の使用についてさらに訓練することを勧告する。また、警察および検察庁から独立した機関を設立し、警察の人種差別的な行動や動機に基づく不正行為の申立てを調査することを強く勧告する。これは、警察活動における人種差別および人種差別への対抗に関する一般政策勧告第 11 号に沿ったものである。

E. 欧州評議会閣僚委員会

55. 欧州評議会閣僚委員会が 2010 年 9 月 19 日に採択した「欧州警察倫理規範 (Rec (2001) 10)」は、閣僚委員会が加盟国政府に対して国内法および警察の行動規範において参考にすることを勧告する原則を述べる。特に以下の条文が含まれている。

《 (...)

IV. 警察の構造の組織

C. 警察職員の訓練

(...)

30. 警察職員の訓練には、人種差別および外国人嫌悪と闘う必要性を完全に統合する必要がある。

(...)

V. 警察の行動/介入に関する指針

A. 警察の行動/介入に関する指針：一般原則

(...)

40. 警察は、公平な方法で任務を遂行し、特に公正および非差別の原則に基づいて行動する必要がある。

(...)

B. 警察の行動/介入に関する指針：特定の状況

1. 警察の調査

47. 警察の調査は、少なくとも犯罪が行われた、または行われるという合理的な疑いに基づいて行われる必要がある。

48. 警察は、刑事犯罪で告発された者は裁判所によって有罪とされるまで無罪と推定されるべきであり、特に告発された内容を迅速に知らされ、自身でまたは選任した弁護士を通じて防御を準備する権利を有するという原則を尊重する必要がある。

49. 警察の調査は客観的かつ公平でなければならない。これらは、子供、青少年、女性、少数派（民族的少数派を含む）、または脆弱な人々などの特定のニーズを考慮し、それに応じて適応する必要がある。

50. 上記の第 48 条に記載された原則を考慮して、警察の尋問の実施に関するガイドラインを確立することが適切である。特に、これらの尋問が公平に行われること、すなわち関係者が尋問の理由やその他の関連事実を知らされることを確保する必要がある。警察の尋問の内容は体系的に記録されなければならない。

(...).

F. 欧州連合

56. 2000 年 6 月 29 日の理事会指令 2000/43/CE は、人種や民族的出身に関係なく人々の平等な待遇の原則を実施することに関するものであり、その関連部分は次のように記載されている。

考慮事項 21

《差別の推定が存在する場合、証明責任の規則の調整が必要であり、そのような状況が確認された場合、平等な待遇の原則の効果的な実施には、証明責任を被告側に負わせることが求められる。

(...)

第 8 条

1. 加盟国は、平等待遇の原則が適用されなかったために不当な扱いを受けたと考える者が、裁判所その他の権限のある当局に対して、直接的または間接的な差別があったと推定される事実を立証する場合、平等待遇の原則の違反がなかったことの証明が被告側に課されるようにするため、自国の司法制度に従い、必要な措置を講じる。

4 法に関して

I. 請求の結合

57. 申立人は2つの請求の結合を求めた。政府はこれに反対していない。請求の目的の類似性を考慮し、当裁判所はこれらを1つの判決でまとめて検討することが適切であると判断する。

II. 第14条と第8条の組み合わせによる条約違反の主張について

58. 申立人は、自身が受けた身分証明書の確認、受けた身体検査、および課された罰金が、申立人の肌の色に基づく差別であると主張している。申立人は条約第14条を第8条と組み合わせて引用している。これらの条項には次のように記載されている。

第14条

《 (...)条約で認められた権利と自由の享受は、性別、人種、肌の色、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国籍または社会的出自、国籍における少数派への所属、財産、出生またはその他の地位に基づくいかなる差別もなく保障されなければならない。》

第8条

《 1. すべての人は、その私生活および家族生活、住居および通信の尊重を受ける権利を有する。

2. この権利の行使に対する公的権力の干渉は、法律で定められており、民主的な社会において国家の安全、公の安全、国の経済的福祉、秩序の防衛および犯罪の予防、健康または道徳の保護、または他人の権利および自由の保護のために必要な措置である場合に限り許される。》

59. 政府はこの主張に反対している。

60. 当裁判所は、n°43868/18 の請求において、申立人が条約第14条の違反を主張する際に第8条だけでなく第6条2項も引用していることを明確にする。しかし、最近の人種プロファイリングに関する判決（Basu 対ドイツ、n°215/19、2022年10月18日、およびMuhammad 対スペイン、n°34085/17、2022年10月18日）を考慮し、当裁判所はこの申立てを条約第14条と第8条の組み合わせの観点からのみ検討することが適切であると判断する。

A. 受理可能性について

1. 被害者としての適格

a) 当事者の主張

61. 政府は、申立人がもはや条約第 34 条の意味において条約違反の被害者であると主張することはできないと考えている。政府はこの主張を支持するために、申立人が国内手続で全面的に勝訴したことを説明している。政府は、この点に関して、申立人が 2015 年 2 月 5 日の身分確認の合法性について国内行政当局に判断を求め、その後、事件のさまざまな要素を詳細に検討した結果、行政裁判所が正当な理由がないために身分証明書の確認を違法と宣言したことを指摘している。行政裁判所は、正当な理由の欠如が人種プロファイリングの重要な要素であり、ゆえに違法性の認定は、主張された違反を認めることと同等であると考えている。したがって、政府によれば、行政裁判所は申立人の主張を全面的に認めたとしている。申立人がその後、連邦裁判所に提起した訴訟では、身分証明書の確認が特に条約第 14 条および第 8 条の違反を構成していると認定するよう求めたが、政府は、このような訴訟では新たな主張は受け入れられないと述べている。

62. 申立人は、これまでのところ、国内裁判所は自分が被害を受けたと考える人種差別を認定していないと反論している。申立人は、問題となっている措置が他の理由で違法と認定された場合でも、人種差別を認定する義務が存在すると説明している。この点に関して、申立人は、違法な身分確認と差別的な身分証明書の確認の違いは、後者が対象者を辱め、繰り返すトラウマを引き起こし、被害者が自由に移動することを制限し、安全性を感じにくくさせる点にあると主張している。さらに、刑事手続中に司法当局が申立人を被害者としてではなく被告として扱い続けたことを付け加えている。また、司法当局が互いに差別の存在を判断する責任を押し付け合い、最終的には誰もそれを引き受けなかったと主張している。さらに、裁判所が違法性を認定したにもかかわらず、罰金を支払う義務が解除されなかったため、この点に関して下された判決は見直されることができなかったという点で、申立人に課された罰金が被害者としての地位を再確認させたとも訴えている。警察の命令が無効である場合に限り申立人は従う必要がないという原則によって罰金の維持を正当化したことで、当局は申立人に関する手続のためだけに、従来のスイスの判例法と矛盾する原則を導入したと申立人は考えている。申立人は、要するに、当局が、自身が被害を受けたと考

える差別を認めずにい続けることが、申立人を被害者としての地位に置いていると結論付けている。

b) 当裁判所の評価

63. 当裁判所は、条約の違反を是正するのは第一に国内当局の責任であることを再確認している。この点に関して、申立人が主張した違反の被害者であると主張できるか否かという問題は、条約の分野における訴訟のすべての段階で生じる（例えば、Siliadin 対フランス、n° 73316/01、§ 61、CEDH 2005-VII）。さらに、申立人に有利な決定や措置は、原則として、国内当局が明示的または実質的に条約の違反を認め、その後、その条約違反を是正しない限り、条約第 34 条の意味における「被害者」の地位を失わせるには不十分である（例えば、Eckle 対ドイツ、1982 年 7 月 15 日、§ 66、série A n° 51、Dalban 対ルーマニア[GC]、n° 28114/95、§ 44、CEDH 1999-VI、および Siliadin、前述、§ 62）。

64. 当裁判所は、刑事手続において 2017 年 8 月 25 日に下された州裁判所の判決では、利用可能な証拠が、その身分確認は、明らかに差別的な動機で行われたものではないこと、その進行が嫌がらせや差別的な性質を持っていたことを示していないと判断したことを想起する。連邦裁判所は 2018 年 3 月 7 日の判決でこの判決を支持し、申立人の有罪判決を確定した（上記段落 18）。一方で、行政手続においては、行政裁判所は 2020 年 10 月 1 日の判決で、身分証明書の確認が違法であったことを認めつつも、申立人の肌の色に基づく差別の問題が未解決のままであると判断した（上記段落 28）。最後に、当裁判所は、行政裁判所の判決は 2020 年 12 月 23 日に連邦裁判所の判決によって確認され、申立人が全面的に勝訴したため、異議申立ての取消しや変更について保護に値する利益をもはや持たないと判断したことを指摘する（上記段落 30）。

65. 国内裁判所の判決の検討により、当裁判所は、申立人が受けた身分証明書の確認に関して行政裁判所が違法性を認めたことが、申立人の被害者としての適格を失わせたとする政府の意見に反対する。当裁判所は、この判決も他のいかなる国内の決定も、条約第 14 条と第 8 条の組合せに基づく差別禁止の違反を認めていないと判断する。したがって、主張された違反は是正されていない。

66. 以上を踏まえ、申立人は条約第 14 条と第 8 条の組合せに基づく違反の被害者であると主張することができる。

2. 事物管轄における整合性

67. 当裁判所は、政府が条約第 14 条と第 8 条の組合せが本件に適用されることに異議を唱えていないことに留意する。その上で、以下の点を付け加えることが適切であると判断する。

68. 当裁判所の一貫した判例によれば、条約第 14 条は条約のその他の規範的条項および議定書を補完するものである。それ自体では独立した存在ではなく、条約が保障する「権利と自由の享受」にのみ適用される（とりわけ、例として、Şahin 対ドイツ [GC], n° 30943/96, § 85, CEDH 2003-VIII、および Fábíán 対ハンガリー [GC], n° 78117/13, § 112, 2017 年 9 月 5 日を参照。）。条約第 14 条の適用は、条約が保障するいずれかの具体的な権利の侵害を必ずしも前提としない。事実が条約の少なくとも一つの条項の範囲内であれば十分である（例として、Beeler 対スイス [GC], n° 78630/12, § 48, 2022 年 10 月 11 日）。

69. 条約第 8 条の「プライバシー」の側面に関して、当裁判所はこの概念が広範であり、包括的な定義ができないこと、そして時には個人の身体的および社会的アイデンティティの側面を含むことがあると既に指摘している（Lacatus 対スイス, n° 14065/15, § 54, 2021 年 1 月 19 日, Glor 対スイス, n° 13444/04, § 52, CEDH 2009, Mikulić 対クロアチア, n° 53176/99, § 53, CEDH 2002-I, および Beizaras および Levickas 対リトアニア, n° 41288/15, § 117, 2020 年 1 月 14 日）。

70. プライバシーの概念は、個人の発展の権利および他の人間や外部世界との関係を築き維持する権利も含まれる（例えば、Evans 対イギリス [GC], n° 6339/05, § 71, CEDH 2007-I、および A.-M.V. 対フィンランド, n° 53251/13, § 76, 2017 年 3 月 23 日を参照）。これらの権利の尊重は、民主社会において「共に生きる」ための基本的な要件の一つである（S.A.S. 対フランス [GC], n° 43835/11, §§ 141-142, CEDH 2014（抜粋））。したがって、公共の場においても「プライバシー」に該当する個人と他者との相互作用の領域が存在する（P.G. および J.H. 対イギリス, n° 44787/98, § 56, CEDH 2001-IX, 引用された参考文献と共に）。

71. 当裁判所は、Muhammad 事件（前述の判決, §§ 50-51）および Basu 事件（前述の判決, § 27）において、差別的と判断された身分証明書の確認に基づく人種プロファイリングの不服申立てが、条約第 8 条の意味においてプライバシーの権利の範疇に入る可能性があり、その結果、条約第 14 条と第 8 条の組み合わせが適用されることになることと結論付けた。具体的なケースで重大性の閾値が達成されたかどうかを検討するためには、申立人が、自分が身体的ま

たは民族的特徴に基づいて対象とされたとする防御可能な不服申立てを主張する必要がある。特に、申立人（または同じ特徴を持つ他の人々）が、自分たちが身分確認の唯一の対象者であったと主張し、その身分確認が他の明白な理由に基づいていなかった場合、または身分確認を行った警察官による説明が特定の身体的または民族的理由に基づいていたことを示す場合に、このような防御可能な不服申立てが存在し得る（同上、§ 25）。さらに、前述の事件では、身分確認が公共の場で行われており、名誉および自己の尊重に悪影響を与える可能性がある状況であったことに一定の重要性を持たせた。

72. 本件において、当裁判所は、申立人の不服申立てが第 8 条の範疇に入るかどうか、ひいては第 14 条と第 8 条の組み合わせが適用されるかどうかの問題が、事件の本案に密接に関連していると判断する。したがって、当裁判所は、申立人が受けた身分証明書の確認において差別的な動機が関与したかどうかを調査する義務に関連する不服申立ての本案と、**事物管轄**における整合性の問題を組み合わせることを決定する。

3. 受理可能性に関する結論

73. この不服申立てが条約第 35 条に基づく他のいかなる理由によっても明らかに根拠を欠くものでなく、また、受理不可能でもないことを確認し、当裁判所はこれを受理可能と宣言する。

B. 本案について

1. 手続的側面：申立人が受けた身分証明書の確認において差別的な動機が関与したかどうかを調査する義務の違反の主張について

a) 当事者の主張

i. 申立人

74. 申立人は、条約第 13 条および第 14 条が、差別があったかどうかを評価するために、身分証明書の確認に関する事実を、職権で立証する義務を国内裁判所に課していると主張する。申立人は、国内裁判所が次に示す論点を検討すべきであったと考えている。身分証明書の確認の理由として肌の色が言及されたかどうか、身分証明書の確認を正当化するために挙げられた理由が妥当であったかどうか、身分証明書の確認前に対象者がどのように行動していたか、また、（対象者が他の人々と異なる扱いを受けたかどうかを判断する

ため) その時点で他の個人が対象者と同じように行動していたかどうか、最後に、身分証明書の確認が保護される特徴に関連していた又は関連していた可能性があることを示す事実が確立されているかどうか。

75. 申立人はまた、Natchova 他 c. Bulgarie ([GC], n°43577/98 および 43579/98, CEDH 2005-VII) 事件などにおける当裁判所の判例によれば、国内裁判所は証明責任を転換すべきだったと考えている。申立人は、潜在的な人種プロファイリングの慣行に関する事実は国家当局のみが知っていると説明している。政府による、申立人が自身の主張を裏付ける証拠を提出していないという主張に対して、申立人は、当局が、申立人が主張する差別を立証するために要求した追加証拠の提出を拒否したと反論している。補足として、同様の事案における当裁判所の判例に言及し、差別の存在を示唆する証拠が提示された場合、被告国は差別がなかったことを証明する責任があると主張している。

76. 申立人は最後に、国内裁判所が、申立人が提起した信頼性のある差別の主張に対して、判決の十分な理由を示していないと主張している。申立人は、地区裁判所がこの主張に対して言及すらしていないこと、行政裁判所が控訴審で差別の可能性が依然として未解決であると判断したこと、そして連邦裁判所が専ら恣意性の観点から事件を分析したことを指摘している。申立人は、したがって、差別の可能性については一度も実質的に検討されていないと主張している。

ii. 政府

77. 政府は、条約第 14 条の手続的違反はなかったと主張している。一般的に、刑事手続および行政手続において、国内の裁判所は、申立人が提起した不満を慎重に検討したと述べている。

78. 刑事面に関して、政府はチューリッヒ市の違反処理当局は必要なすべての措置を講じ、警官の聴取や関連する指示書および訓練資料の提供を行い、申立人の肌の色が、警察が申立人を身分証明書の確認の対象とする決定において決定的な要素であったかどうかを立証したと述べている。

79. 政府は、州裁判所および連邦裁判所が、下級審の判決が法的に誤っているか、事実関係が明らかに不正確な、または法に違反する方法で認定されたと主張された場合にのみ審理する権限を持っていることを念頭に置くべきだと付け加えている。しかし、政府によれば、この制限にもかかわらず、各国内裁判所は申立人が提起した不服申立てを慎重に検討したと述べている。

80. 行政面に関して、政府は行政裁判所が申立人の肌の色に関連する理由で争点となっている身分証明書の確認を受けたという不服申立てに細心の注意を払ったと述べている。この点に関して、裁判所の判決文の数ページが人種プロファイリングに関する適用原則の詳細な分析に費やされていると述べている。政府の見解では、争点となっている身分確認の違法性を認めることにより、行政裁判所はすでに申立人の主張を全面的に支持しており、当該身分証明書の確認が差別的であるかどうかについて判決を下す義務はなかったと述べている。この点に関して、政府は、申立人は最終的に行政裁判所に争点となっている身分証明書の確認の違法性を宣言するよう求めており、申立人はさまざまな基本的権利の侵害を主張しているが、これらは違法性の根拠に過ぎないと述べている。不服申立書はそうように作成されていたため、国内当局は各侵害の主張について判決を下す義務はなかったと政府は述べている。政府は、申立人が最終的にこれらの侵害の不服申立てを連邦裁判所に提出したとき、手続規則に照らして提出が遅すぎたため、上級裁判所は専ら手続的な性質の判決を下しており、上訴の受理可能性の法的条件が満たされていなかったと付け加えている。

81. 最後に、政府は、当裁判所が条約第 14 条の手続的側面と第 2 条および第 3 条を組み合わせて違反を認めた事例は、被告国の当局が、当該当局が認知すべき違反に関連して人種差別的発言がなされたという申立てがなされていたにもかかわらず、当該案件を調査しなかった事案に関するものであると主張している。政府は、そのような事例は本件とは比較できないと説明している。

b) 介入当事者の意見

i. フランスの人権擁護官

82. フランスの人権擁護官は、当裁判所のいくつかの判決および ECRI の勧告（第 50 段落以降）を引用し、差別的に行われた身分証明書の確認は条約に違反し、国家の積極的な手続的義務に基づく責任を引き起こす可能性があるとは指摘している。

83. 人権擁護官は、当裁判所は、差別的な身分証明書の確認には国家当局が「特別に注意し、精力的な対応」が必要であり、あらゆる手段（手続的手段を含む。）を用いて人種差別と闘い、この種の行為を防止し抑制する必要があると考えている（Timichev 対ロシア、n°s. 55762/00 および 55974/00、§ 56、2005 年 CEDH XII）。人権擁護官は国家当局の手続的義務と、差別の申立てが持ち込まれた場合にすべての有用な証拠を迅速に収集する義務を強調している。また、国家当局に対して、差別に関する証明責任に関する規則を、

効果的な救済を受ける権利を保障するために調整し、当裁判所の判例に従って、申立てが差別の存在を示唆する証拠を提供した場合、被告側に差別がないことを証明する責任を負わせるべきだとも述べている (Timichev、前述、§ 57)。

84. 人権擁護官はまた、差別に関する証拠の受入基準は柔軟に適用されるべきであり、そうでなければ、国内法に身分証明書確認の正当性を証明する義務やそのような活動の追跡可能性を確保する仕組みがない場合、身分確認をされた者は克服不可能な困難に直面し、その主張を、自身の陳述書、収集し得た証言、および、又は統計データのみを頼りにすることになると述べている。人権擁護官によれば、警察官に身分証明書確認の動機となった正当な疑いの存在を証明する義務がない場合、司法救済の限界となり、被害者は措置の合法性を有効に争う機会を失い、その差別的性質を訴えることができなくなる可能性がある。人権擁護官はこの点で、Gillan および Quinton 対イギリス事件 (n° 4158/05、§ § 83 および 86、2010 年 CEDH (抜粋)) において、当裁判所は、警察官が当該措置を正当化できる合法かつ適切な疑いの存在を証明する義務がない場合、権力の濫用の可能性を証明することが不可能であるため、当該措置を争うための司法審査の存在は、濫用に対する保障とはならないと判示したことを指摘している。

ii. *Open Society Justice Initiative*

85. Open Society Justice Initiative は、複数のヨーロッパおよびアメリカの裁判所が人種プロファイリングとそれに関連する手続的問題を検討してきたと述べている。Open Society Justice Initiative は特に、フランスの破毀院が、警察による身分確認が差別の推定を生じさせる要素を示している事案において、差別の存在の証明責任を転換させるべきであり、したがって当局が争われている身分確認が客観的な理由に基づいていることを証明する責任を負うべきだと判断したことを述べている (判決 n° 15-24207 他、2016 年 11 月 9 日)。

86. Open Society Justice Initiative はまた、当裁判所が B. S. 対スペイン事件 (n° 47159/08、2012 年 7 月 24 日) において、国家当局は、警察による申立人の 4 回の逮捕が人種差別的な動機に基づいているという主張を検討しなかったことにより、申立人の、アフリカ系女性で売春を行っているという特定の脆弱性を考慮しておらず、条約第 14 条と第 3 条の組合せに違反し、差別的な態度が事件に関与していたかどうかを調査するために可能な限りの措置を講じる義務を果たさなかったと判断したことを主張している。Open Society Justice Initiative は、Grigoryan および Sergeyeva 対ウ

クライナ事件 (n° 63409/11、2017 年 3 月 28 日) において、当局が申立人に対する虐待の背後にある人種的動機を明らかにするために合理的に期待される措置を講じなかったため、条約第 14 条と第 3 条の組合せに違反したと当裁判所が結論付けたことを付け加えている。

iii. アムネスティ・インターナショナル

87. アムネスティ・インターナショナルは、間接的差別の場合、統計データや他の証拠を用いて差別を証明できると説明している。アムネスティ・インターナショナルは、事件の全体または大部分を当局のみが知っている場合、証明責任は国家にあると当裁判所が確立したことを指摘している (Bouyid 対ベルギー [GC]、n° 23380/09、§ 83、2015 年 CEDH)。さらに、アムネスティ・インターナショナルは、人種プロファイリングの使用に関するデータは一般的に当局のみが知っていると主張している。アムネスティ・インターナショナルは、公務員による暴力行為に直面した場合に、当局が必要な調査措置を講じず、差別があった可能性を示す要素を考慮しなかった場合、当裁判所は条約第 14 条に基づく主張を検討する際に否定的な結論を導くか、証明責任を被告政府に移すことができると当裁判所が判断したことを付け加えている (Natchova 他、前述、§ 128)。

88. アムネスティ・インターナショナルは、人種差別的な暴力の主張に直面した場合、国家は人種差別的な動機が存在したかどうかを明らかにし、事件において民族的な憎悪や偏見が役割を果たしたかどうかを確認するために、すべての合理的な措置を講じる義務があると主張している。この点に関して、アムネスティ・インターナショナルは、特に、Natchova 他 (前述、§ 160) 判決を引用している。

c) 当裁判所の評価

i. 一般原則

89. Basu 事件 (前述の判決、§ § 31-35) および Muhammad 事件 (前述の判決、§ § 64-68) で述べられた関連する一般原則を参照し、当裁判所は以下の点を強調することが適切であると考えている。

90. 比較可能な状況に置かれた人々を客観的かつ合理的な正当化なしに異なる扱いをすることは差別を構成する (Timichev、前述、§ 56、および Willis 対イギリス、n° 36042/97、§ 48、2002 年 CEDH-IV)。人種差別は特に悪質な形態の差別であり、その危険な結

果に鑑みて、当局による特別な警戒と断固たる対応を必要とする。当局は、人種主義と闘うためにあらゆる利用可能な手段を用いなければならない、それによって多様性が脅威としてではなく豊かさの源として認識される社会という民主主義の理念を強化しなければならない (Timichev, § 56、および Natchova 他、§ 145、いずれも前述)。

91. 関連する原則から明らかなように、公務員により人種を理由としてターゲットにされたと主張され、それが 8 条で保障する私生活の権利の範囲内にあると認められる場合、条約 14 条と 8 条に基づき、主張された人種差別的取り扱いと争われている行為との間に関連性が確立できるかどうかを調査する義務がある。このような義務は、人種差別からの保護が理論的または幻想的なものとならないようにし、影響を受ける個人のスティグマ化に対する効果的な保護措置を確保し、外国人排斥的態度の蔓延を防止するために不可欠である (Basu、前掲、§ 35)。この義務はまた、当事者が、乗り越えがたい手続的障害に直面することなく、争われている行為が権力の濫用または誤用を構成することを証明できるようにしなければならない (Gillan および Quinton、前掲、§ 80 を準用し、参照)。

92. 最後に、当裁判所はまた、国内裁判所がその判決を十分に具体的に理由付けする必要があることを指摘する。これは特に、当裁判所が委託された欧州の監督を確保するためである (I.M. 対スイス、n° 23887/16、§ 72、2019 年 4 月 9 日、および X 対ラトビア [GC]、n° 27853/09、§ 107、CEDH 2013 を準用し、参照)。国内裁判所が、現存する利益の適切なバランスを取ることなく、不十分な理由付けをすることは、条約第 8 条の要件に反する (Platini 対スイス (決定)、n° 526/18、§ 61、2020 年 2 月 11 日)。これらの原則は特に第 8 条の分野で発展したが、第 14 条にも同様に準用される (この意味で、Danilenkov 他対ロシア、n° 67336/01、§ 124、CEDH 2009 参照)。

ii. 上記の原則の本案への適用

1) 予備的なコメント

93. 当裁判所は、本案と前述の Basu および Muhammad の事例との間の主要な違いを強調することが有用であると考えている。その違いとは、これらの 2 つの事例では、申立人が自ら刑事および行政手続を当局に対して開始したのに対し、本案では申立人が 2015 年 3 月 16 日に服従拒否の罪で有罪判決を受けた後 (上記段落 9)、申立人に対して提起された刑事手続の中で差別的な扱いを受けたと訴え、

問題の身分証明書確認の違法性を宣言するための行政手続を開始せざるを得なかった（上記段落 19）という点である。

94. 上記の関連する原則と、申立人が受けた身分確認が客観的な理由によって正当化されていないとした行政裁判所の結論（上記段落 28）を考慮すると、当裁判所は、管轄ある当局には申立人に対する身分証明書の確認および身体検査が人種差別的な動機によるものであるかどうかを調査する義務があったと考える。

95. 当裁判所は、申立人がチューリッヒ州の当局による事実の確立および証拠方法に関連する複数の不服申立てを提起していることを確認する。当裁判所は、これらの不服申立てに対して最終的な回答を提供することが不可欠ではないと考え、申立人の刑事有罪判決に対する不服申立ておよび身分確認の違法性の認定の枠内で、管轄裁判所が人種プロファイリングの主張を適切に検討し、この点に関して十分に理由付けられた決定を下したかどうかに焦点を当てることが適切であると考え（Muhammad, § 75）。

2) 刑事手続（申立 n° 43868/18）

96. まず刑事手続に関して、当裁判所は、地区裁判所が、2016 年 11 月 7 日の判決において、警察官が身分証明書の確認を行う決定をするに当たって申立人の肌の色が決定的な要因であったことを示すものは何もないと述べるにとどまったことを指摘する。さらに、当裁判所は、申立人の控訴に対して、州裁判所は、利用可能な証拠、特に A と申立人の証言が、身分確認が明らかに差別的な理由で行われたことを示す要素を提供していないと判断し、身分確認の進行が嫌がらせや差別的な性質を持っていたことを示す要素は何もないと付け加えたことを確認する。さらに、当裁判所は、2018 年 3 月 7 日の判決で、連邦裁判所は申立人の有罪判決を確認するに当たり、下級審の評価が恣意的でないと結論付けるにとどまったことを指摘する。要するに、当裁判所は、申立人による人種プロファイリングの申立ては国内の刑事裁判所によって徹底的に検討されなかったと判断する。当裁判所は、最後に、地区裁判所が、申立人による信頼できる人種プロファイリングの申立てを別個に調査することなく、申立人に差別的な扱いを受けたことを証明する責任を全面的に負わせたことを指摘する。

97. 当裁判所はまた、関連する国内の実務（上記段落 40）から、警察の命令に従う義務がない唯一のケースは、その命令が無効である場合であることを指摘する。明白性理論（Evidenztheorie）によれば、命令は重大な、明白な、または少なくとも容易に発見可能な欠陥がある場合に無効であるとされる。連邦裁判所の判例から、問題となる事件の状況によっては、手続上または形式上の特に

重大な欠陥のために命令が無効とされる場合があるが、命令の内容に欠陥がある場合は非常に例外的にしか無効とされないことを確認する。当裁判所は、このような条件下では、命令が条約に反することは一般的に無効の理由とはみなされないため、本件では、問題の身分確認が差別的または特に人種差別的な理由に基づいていたかどうかの問題は裁判所の審査から逃れていたと判断する。

98. 最後に、連邦裁判所の主張によれば、問題の身分確認の人種プロファイリングおよび差別的動機の不服申立ては、第一審が恣意的でないと判断した事実とは異なる事実に基づいているとするが、当裁判所はこれを形式主義的すぎると判断する。また、下級審が人種差別の主張について、非常に簡潔ではあるが取り上げていたことを強調する（上記段落 16）。

3) 行政手続（申立 n° 25883/21）

99. 行政手続に関して、当裁判所は、申立人が提起したチューリッヒ州の 3 つの行政当局が、刑事当局によって確立された事実拘束されているという理由で、身分確認が違法であるという宣言を求める申立をすべて却下したことを指摘する（上記段落 23、25、26）。

100. さらに、申立人の上訴により下級審の判決を取り消した行政裁判所が、2015 年 2 月 5 日の身分証明書の確認が、申立人が視線をそらしたことに起因する場合でも正当化されないと判断し、身分証明書確認の違法性を認めたことを指摘する（上記段落 28）。さらに、行政裁判所はこの点に関し、どの仮説を採用しても身分確認が違法であるため、申立人の肌の色が、警察官が申立人の身分を確認することを決定するに当たり決定的な役割を果たしたかどうかの問題は未解決のままであると判断したことを指摘する。

101. 最後に、申立人の上訴を受けた連邦裁判所は、申立人が争われた決定の取消しまたは変更に対する保護に値する利益を有していないと判断し、その結果、上訴を行う資格がないと認定したことを指摘する。したがって、当裁判所は、スイスの上級裁判所も人種プロファイリングの申立てを検討しなかったことを指摘する。

4) 結論

102. 前述の内容、特に身分証明書の確認および申立人がそれを受けた場所（チューリッヒ駅）の具体的な状況を考慮すると、当裁判所は、条約第 8 条の意味におけるプライバシー尊重の権利が問題となるために必要な重大性の閾値に達しており（上記段落 71）、申立人が肌の色に基づく差別の防御可能な不服申立てをすることができると判断する。したがって、条約第 14 条と第 8 条の組合せが本件

に適用される。本案について、この不服申立ては行政裁判所でも刑事裁判所でも効果的に検討されていないと当裁判所は判断する（対照的に、Muhammad、前述、§ 75 参照）。

103. したがって、申立人が受けた身分証明書の確認において差別的な動機が関与したかどうかを調査する義務に関して、条約第 14 条と第 8 条の組合せに基づく手続上の違反があった。

2. 実体的な側面：身分証明書の確認が差別的であるとされる点について

a) 当事者の主張

i. 申立人

104. 申立人は、特に Natchova 他の判決（前述、§ 157）に反映されている当裁判所の判例によれば、事実が国家当局によってしか立証し得ない場合、その証明責任は国家にあり、証拠の欠如の不利益も国家が負うべきであると主張する。申立人は、この準則が本件に適用されると考えている。申立人は、実際に、警察官の再聴取を命じること、関連する統計データを収集すること、または警察官の訓練や指導に関する文書を提出することができるのは国家だけであったにもかかわらず、国家はそれを行わなかったと主張する。申立人は、原則として、基本的権利の行使に対する干渉の正当性を証明するのは国家の責任であると付け加える。申立人は、このような分野では証拠基準に関する調整が予定されていると説明し、証明責任が転換されるべきであると繰り返し、当裁判所の判例によって確立されたと申立人が考える規則を次のように定式化する。すなわち、公権力の行使における差別の存在を示唆する証拠がある場合、その行動が差別的でないことを証明するのは国家の責任である。申立人は、他の国家の人種プロファイリングに関する学説や判例がこの主張を裏付けていると主張し、いかなる事案においても、差別的な取扱いが示された以上、証明責任は国家にあると結論付ける。

105. 申立人はさらに、身分証明書の確認の理由として保護された特性が明示的に言及されていない場合や、特定の参照グループとの取扱いの違いを示すことが不可能な場合でも、その身分確認それ自体、身分確認が行われた状況、その分野における一般的な慣行、統計データ、あるいは警察官の訓練に関する要素から保護された特性との関連が明らかになることがあると主張する。申立人は、対象者の否定的な態度を理由として行われた身分確認であっても、警察の見せかけだけの理由、または十分に信憑性のない違反の疑いを理由として行われたものであれば、同様に差別的であると説明する。

106. 申立人は、他の人々も同じ日に身分確認を受けたという単なる主張では、申立人による差別的取扱いの主張を反駁するには不十分であると考えている。この点について、第三者が確認を受けたという証拠がないだけでなく、申立人自身が対象となった理由とは異なる理由で確認が行われた可能性があったとしても、それによって申立人が不平等な取扱いを受けたかどうかを判断することはできないと説明している。さらに、他の通行者が確認を受けなかったという申立人のもっともらしい主張は、これまで一度も異議を唱えられたり反駁されたりしていないと付け加えている。しかし、申立人によれば、国家当局が反証を提示する責任があり、国家当局はそれを行わなかった、あるいは何度も行うことを拒否したと述べている。申立人は、確認があった日に差別的取扱いの端緒があり、したがって証明責任が転換されるべきだと結論付けている。

107. 申立人が目をそらしたという事実について、申立人は、それが確認の十分な理由ではないと主張し、また、このことは国内司法当局によっても確認されたと付け加える。実際、申立人はこの目の動きは、駅で警察官と出会った通行者のように、見知らぬ人と顔を合わせれば誰にでも見られる人間の不随意行動であると説明している。したがって、この理由は口実とみなされるべきだと申立人は考えている。この結論は、目をそらしたことが確認の十分な理由と正当に考えた警察官が、人種差別的な意図はなかったと供述したとする政府の主張によっても変わることはないと述べている。人種差別的な意図は、差別が成立するために必要ではない。迅速な行動が求められる状況では、警察官が下す決定には本能的な部分が含まれ、その決定は無意識の偏見に基づく可能性があることは周知の事実である。特に、この種の偏見について特別な訓練を受けていない警察官にとっては、特に当てはまると述べている。

108. 申立人は、身分確認の場所が考慮されるべきだという主張にも反対している。申立人は、このような論理は、申立人の個々の行動が唯一決定的であるとする政府の立場に反すると述べている。申立人は、チューリッヒ駅のような場所では外国人法違反が特に頻繁に発生するという政府および当該警察官の主張は説得力がないと考えている。このような主張は、なぜ申立人が身分証明書の確認の対象となり、他の通行者がそうでなかったのかを説明するものではない。申立人は、身分確認の実施者が外国人法違反の可能性を言及する場合、それが、その身分確認が対象者の肌の色に基づいていることを示すものであるとする科学的な出版物を引用している。外国人法への言及は、警察官が申立人（スイス国籍）を外国人または不法居住者とみなしていたことを示しており、その理由は申立人の肌

が暗かったからである。このような論理は、国連人権委員会が取り扱った Williams Lecraft 対スペイン事件（上記段落 47）で警察官が行った身分証明書の確認を正当化するために述べた理由、すなわち、同警察官が「有色の」人々の身分確認をしなければならなかったのは、多くの有色人種が居住許可を持っていないためである、との理由を想起させる。

109. 最後に、申立人は、警察の戦術の秘密を守る必要があるとして警察官の人種偏見防止に関する訓練についての情報提供を渋った国家の協力不足、およびこの問題に関する質問に答えることを拒否した警察官の態度が、警察の取締り戦術が人種プロファイリングの原則に基づいていることを示していると見ている。

ii. 政府

110. 政府は、主張されている差別が直接的な性質を持つと考えている。間接的な差別の被害者であり、したがって証明責任は軽減されるべきだという申立人の主張に反対している。この点について、政府は、人々の取締りに適用される中立的な法的基準、すなわち違法行為の疑いの適用それ自体が、肌の色が濃い人々が肌の色が薄い人々よりも多く取り締まられる結果をもたらす場合にのみ間接的な差別が成立すると主張している。しかし、政府によれば、そのような事実は存在しない。さらに、申立人は証明責任の軽減が認められるような間接的な差別の推定を生じさせる証拠を提供しておらず、そのため、差別的な取扱いの存在を証明する責任は申立人にあり、政府は、必要があれば、それを正当化する。

111. 政府は、今回の事例が、申立人が差別的な動機を証明するのが困難な場合に適用される特別な規則を必要とするような、組織的な差別の事案であることを否定している。さらに、そのような規則が適用される場合でも、申立人はその主張を裏付ける統計を提供していないと指摘している。政府は、統計データを提供する責任は政府でなく申立人にあると考えている。警察の訓練に関する教育資料の提供を求める申立人の要求を当局が拒否したことについて、政府は、警察の戦術を公開しないことが警察の利益になるという理由でこれを正当化した。さらに、その資料から警察官の現場での行動について決定的な結論を引き出すことはできなかつただろうと述べている。

112. 政府は、国内裁判所によって確立された事実から、申立人と同じ日に肌の色に関係なく他の人々も取締りを受けたことが明らかであると主張している。したがって、申立人が条約第 14 条に反する差別的な取扱いを受けたという仮説を否定している。政府は、国内裁判所が立証した事実再度言及し、申立人がその行動のために

取締りを受けたのであり、肌の色が身分証明書の確認の決定において決定的な要因ではなかったと繰り返し述べている。チューリッヒ駅は、犯罪、特に外国人法違反に関連する犯罪が他の場所よりも多い場所であり、そのような状況下で、身分確認を行った警察官が視線をそらす行為を疑わしいとみなしたのは理解できると説明している。警察官が報告書や後の聴取で申立人の肌の色に言及したことは、単なる説明的な要素であり、警察官が人種差別的な動機で申立人の身分証明書の確認を行ったことを示すものではないと主張している。無意識の偏見が働いていたという具体的な証拠がない限り、本件の事実が人種プロファイリングに該当するとは結論付けられないと考えている。

113. 政府はまた、チューリッヒ市が人種プロファイリングの防止に関して効果的な措置を採用していると主張している。本件に関する取締りの前から、チューリッヒ市の仲裁機関がこの問題に取り組んでいたと説明している。この機関は 2010 年に市警察の責任者との面談を行い、年に 2 回、市警察のメンバーと関係団体の代表者を集めた「人種差別円卓会議」を開催していたとされている。申立人の身分証明書の確認の後、チューリッヒ市議会は市の執行部に対し、市警察による人種プロファイリングに基づく取締りを防止する方法を検討するよう求めたとされている。市警察も、実務の内部分析を行い、人種プロファイリングがすべての警察官の訓練に取り入れられていることを確認した。最後に、市警察は人種プロファイリングの問題をさまざまなプロセスや作業グループに統合し、個人の身分確認の記録や対応するデータの統計的処理に関する措置を採用し、「ダイバーシティマネジメント」を導入し、スイス人権専門家センターの人種プロファイリングに関する勧告に基づいてサービス規則を適応させた。

b) 介入当事者の意見

i. フランス人権擁護官

114. フランス人権擁護官は、差別的に行われた身分証明書の確認は条約に反し、国家の責任を問うことができると指摘している。人権擁護官は Gillan および Quinton 事件（前述の判決、§ § 57, 63, 65）に言及し、当裁判所が警察による呼止めと身体検査が自由の剥奪および申立人のプライバシーへの干渉を構成し、検査の公開性が場合によってはそれが引き起こす屈辱と不快感のため、干渉を悪化させる可能性があると判断したことを述べている。また、Lingurar 対ルーマニア事件（[委員会]、n° 48474/14、§ 76、2019 年 4 月 16 日）にも言及し、当裁判所が条約第 3 条および第 14 条の観点から、

ロマコミュニティのメンバーに対する警察の民族プロファイリングを非難し、このプロファイリングは、ロマコミュニティへの所属を自動的に犯罪行為と結びつけたと述べている。

115. 人権擁護官は、国家には人種差別に対する闘いと予防のための積極的かつ実質的な義務があり、その中には警察に与えられた呼止め権限の法的枠組みが含まれると考えている。人権擁護官はこの点で、前述の Gillan および Quinton 事件の判決に言及し、当裁判所がこの権限は警察官が職務上の直感や単なる予感に基づいて自由に個人を身分確認する決定を下せる状況に内在する濫用や恣意的な行為のリスクから個人を保護するために十分な法的保障に囲まれるべきであると述べたことを指摘している。人権擁護官によれば、当裁判所はこのような濫用のリスクが統計によって示されており、黒人やアジア系の人々に対する呼止め権限の不均衡な使用が報告されていると判断した。

116. 最後に、人権擁護官は ECRI が特に身分確認の記録システムを導入し、個人がどの程度頻繁に身分確認を受けているかを示し、潜在的な人種差別の形態を特定できるようにすることを推奨していると述べている。人権擁護官によれば、ECRI はこのような警察の実務の監視・分析システムが、人種プロファイリングの現象をよりよく理解し、測定し、それと闘うために役立つとしている。

ii. *Open Society Justice Initiative*

117. Open Society Justice Initiative は、フランス人権擁護官と同じ論理に従い、同じ判例法の出典を引用している。Open Society Justice Initiative は、Timichev 事件（前述の判決、§ 58）において、個人の民族的出身に専らまたは決定的に基づく差別的な取扱いが客観的に正当化されることはないとは当裁判所が判断したことを付け加える。また、ヨーロッパのいくつかの国内裁判所が、民族的出身に基づく逮捕や検査を差別的と判断した事例があることを説明している。例として、2012 年と 2016 年にそれぞれ下された 2 つのドイツの判決を引用し、ラインラント＝プファルツ州の上級行政裁判所が、暗い肌の男性が列車内で受けた身分確認が差別的であると判断したことを説明している。この判決は、肌の色が身分確認の理由またはその一部であったことを否定できないと判断したことに基づいている（ラインラント＝プファルツ州上級行政裁判所（*Oberverwaltungsgericht Rheinland-Pfalz*）、判決 n° 7 A 10532/12. OVG、2012 年 10 月 29 日および判決 n° 7 A 11108/14. OVG、2016 年 4 月 21 日）。

118. Open Society Justice Initiative は、欧州警察倫理規範が、警察の捜査は少なくとも犯罪が行われたまたはこれから行われ

るという合理的な疑いに基づいて行われるべきであると規定していることを指摘している。補足として、Open Society Justice Initiative は、当裁判所が「合理的な疑い」が存在するためには、身分確認の対象者が犯罪を犯した可能性があるとは客観的な観察者を説得するに足る事実や情報が必要であり（Fox, Campbell and Hartley 対イギリス、1990年8月30日、§ 32、série A n° 182）、また、ステレオタイプや一般論に基づく疑いは、この要件に照らして「合理的」とみなされないと当裁判所が判断していることを指摘している。当裁判所は、特定のグループが他のグループよりも犯罪活動に従事する可能性が高いという考えをこの種の動機に含めている。

119. 最後に、Open Society Justice Initiative は、条約に基づく人種差別と闘うための積極的な義務を果たすために締約国が取るべきいくつかの措置を提案している。その中には、警察活動の監視、関連データの収集、そして人種プロファイリングの禁止と予防のための措置の採用が含まれる。

iii. アムネスティ・インターナショナル

120. アムネスティ・インターナショナルは、スイスにおける人種プロファイリングの状況について、以下の要素を挙げている。アムネスティ・インターナショナルは2007年に、スイスの警察の慣行に関する報告書を発表し、これが国内で人種プロファイリングに関する議論を開いたと説明している。アムネスティ・インターナショナルによれば、この報告書は、身分証明書の確認を受けた人々に対する一部の警察官の人種差別的な態度を報告し、人種プロファイリングが行われていることを示したものである。また、この報告書では、亡命および移民に関する法律と政策の厳格化に伴い、実際または推定される外国出身者を対象とした身分証明書の確認の数がいくつかの州で増加したことが確認された。アムネスティ・インターナショナルは、これらの問題が依然として当局によって対処されておらず、疑わしい慣行が続いていると主張している。最近では、人種プロファイリングの被害者の証言が報道や研究で発表されている。さらに、スイスの警察訓練官および政府顧問が、警察による身分証明書の確認の約20%が客観的な基準に基づいていないと報道で述べている。

121. アムネスティ・インターナショナルによれば、人種プロファイリングはスイス当局によって深刻な問題として認識されておらず、その結果、この現象は適切に対処されていない。議員からの繰り返しの圧力にもかかわらず、スイス連邦評議会は、人種プロファイリングの存在を確認し、その現象の規模を特定し、既存の予防措

置の効果を評価するために国境警備隊および警察部隊の慣行を調査することを拒否した。アムネスティ・インターナショナルは、当局および警察が人種プロファイリングの事例を認める場合、それを個々の過失や一部の警察官の無意識のステレオタイプの結果とみなし、民族プロファイリングが制度的な問題であることを認識していないと説明している。

122. アムネスティ・インターナショナルは、身分証明書の確認に制限を課す明確な法的枠組みが存在しないと主張している。アムネスティ・インターナショナルによれば、刑事訴訟法第 215 条（上記段落 34）は具体的な疑いがない場合でも人々の身分確認を行うことを許可している。さらに、スイスには人種プロファイリングに関する統計が存在せず、国家はこの問題に関するデータを収集する意欲が低いように見受けられる。異なる分野のデータを提供できる統一された監視システムがないため、特に警察の差別的な行為を明らかにする可能性のある細分化されたデータが不足しており、スイスにおける人種プロファイリングの現象の規模についてはほとんど知られていない。

123. さらに、アムネスティ・インターナショナルは、警察による人権侵害の被害者が司法にアクセスすることがしばしば妨げられていると主張している。これは、この点に関する情報の不足、刑事および行政手続の長期化と高額な費用、心理的に負担の大きい司法手続の性質、被害者が新たな差別を受けるリスク、そして法的地位のない外国人の脆弱な状況によるものである。アムネスティ・インターナショナルはまた、警察が人権侵害の疑いのある被害者によって提出された刑事告訴に対して、「公務執行妨害」や類似の犯罪で反訴することが多いと付け加えている。

c) 当裁判所の評価

124. 当裁判所はまず、国家は条約によって保障された権利と自由の実効的な享受を確保する積極的な義務を負っており、この義務は少数派に属する人々にとって特に重要であることを強調する。なぜなら、彼らは嫌がらせを受けやすいからである（Beizaras および Levickas、前述、§ 108）。したがって、この義務は差別の禁止を定めた条約第 14 条が問題となる事案において特に重要である。

125. 当裁判所は他の分野でも、国家に課せられた最も基本的な積極的義務は、条約に基づく義務を果たすための法的および行政的枠組みを整備することであると述べている。例えば、家庭内暴力に関して、当裁判所は条約第 2 条で保護される生命の権利に基づき、締約国はあらゆる形態の家庭内暴力を抑制し、被害者に十分な保障

を提供するシステムを効果的に実施する積極的義務を負っていると指摘した（Opuz 対トルコ、n° 33401/02、§ § 128 および 145、2009 年 CEDH）。

126. 非常に異なる状況において、当裁判所は、警察の活動を規制する国内法は、恣意性や力の濫用、さらには避けられる事故に対する適切かつ効果的な保障システムを提供する必要があるとみなした（Natchova およびその他、前述、§ 97）。警察官は職務を遂行する際に曖昧さを感じてはならない、すなわち、法的および行政的枠組みは、その分野で構築された国際基準を考慮に入れながら、法執行官が力を行使し、銃器を使用することができる限られた条件を定義する必要がある（Makaratzis 対ギリシャ[GC]、n° 50385/99、§ § 58-59、2004 年 CEDH-XI）。当裁判所はまた、法執行官が銃器の使用が絶対に必要かどうかを適切に評価できるように適切な訓練を受けるべきであることを再確認する（Natchova およびその他、前述、§ 97）。

127. 人種プロファイリングに関して、国連人種差別撤廃委員会は、2020 年 12 月 17 日の一般勧告第 36 号（上記段落 43）で、締約国は自国の法律、政策、制度に起因する差別を排除するための措置を積極的に講じる義務があり、また、国内司法において、レイシャル・プロファイリングの事案を報告し終結させるための適切かつ効果的な仕組みが国内法制度内に存在することを確保しなければならないと述べた。また、法執行官が自らの義務について適切に知らされ、人種プロファイリングの実践を回避する方法を理解することが不可欠であると述べた。

128. 本件における被告国に関して、同委員会は 2021 年 12 月 27 日のスイスに関する最終見解において、人種主義と人種プロファイリングを効果的に防止するには警察官の訓練が不十分であるとみなした（上記段落 45）。

129. さらに、2019 年 12 月 10 日に採択され、2020 年 3 月 19 日に公表されたスイスに関する報告書において、ECRI は警察に対して警察に対して人種プロファイリングと『合理的な疑い』の基準の使用に関するより多くの訓練を行うこと、また警察による人種差別の申立てを調査する独立機関を設置することを強く推奨した（上記段落 54）。

130. 以上を踏まえ、当裁判所は十分な法的および行政的枠組みの欠如が差別的な身分証明書の確認を引き起こす可能性があると考ええる。

131. 当裁判所は、差別とは、客観的かつ合理的な正当化なしに、比較可能な状況に置かれた人々に異なる扱いをすることを指す

と述べている (D.H. 他対チェコ共和国 [GC], n° 57325/00, § 175, CEDH 2007-IV)。この分野に適用される一般原則は、他の事例、特に Muhammad 事件 (前述の判決, §§ 92-94) でも説明されている。

132. このような事案における証明責任に特に関連して、当裁判所は既に、申立人が異なる扱いの存在を立証した場合、その異なる扱いが正当であったことを政府が証明する責任があると述べている (例として、D.H. 他対チェコ共和国、前述の判決, § 177)。このような証拠の端緒を構成することができ、ひいては被告国に証明責任を転嫁できるような立証手段について、当裁判所は、事実や当事者の意見から導き出される推論を含めた証拠全体の独立した評価によって裏付けられる所見を採用する。当裁判所の一貫した判例に従い、証拠は一連の指標や反駁されない推定から成り立つことができ、十分に重大で、具体的かつ一致している必要がある。さらに、特定の結論に達するために必要な確信の度合いと証明責任の分配は、事実の特異性、申立ての性質、および関連する条約上の権利に密接に関連している (同上, § 178)。

133. 争点となっている事実が、一般的な措置の効果又は事実の状況の違いから生じているという差別の事案において、統計データが証拠として考慮され得るかどうかについて、当裁判所は、類似の状況にある二つのグループ (例えば男性と女性) の間の異なる扱いの存在を立証するために、当事者が作成した統計に大きく依存している (Zarb Adami 対マルタ, n° 17209/02, §§ 77-78, CEDH 2006-VIII, および D.H. 他対チェコ共和国, 前述の判決, § 180)。さらに、当裁判所は、関連する問題を検討した独立した国内および国際的な監督機関からの報告書も考慮に入れることができる (D.H. 他対チェコ共和国, 前述の判決, § 191)。最後に、当裁判所は、特定の状況下において、事実の全体または大部分を当局のみが知っている場合 (例えば、拘留中に死亡した人物のケース)、証明責任は当局にあると考えられ、特に拘留者の死亡原因について満足のいく説得力のある説明を提供する必要があることを想起する (Natchova 他, 前述の判決, § 157, および Salman 対トルコ [GC], n° 21986/93, § 100, CEDH 2000-VII)。

134. 当裁判所は、Basu 事件 (前述の判決, § 38) において、管轄する法廷が、申立人の身分証明書の確認が差別的な動機によるものであったかどうかを調査する義務に違反したと結論付けた後、同法廷は、申立人がその民族的出身を理由に身分証明書の確認を受けたかどうかを検討することができないと宣言したことを無視していない。しかし、当裁判所は、本件は少なくとも一つの決定的な点で

前述の事件とは異なり、このこのような場合には、この問題の検討を続けることを正当化するものであると考える。この点とは、本件において、行政裁判所は 2020 年 10 月 1 日の判決（上記 § 28）において、申立人が受けた確認が、確認を行った警察官が提示した理由（上記 § 5）に基づく限り、違法であり、客観的な理由によって正当化されることはできないと結論付けたことである。当裁判所は、この点から、この確認に正当な理由がない場合、本件において申立人が当裁判所に訴えた身分証明書の確認（身体検査を含む）が差別的な理由で行われたと強く推定されると結論付ける。政府はこの具体的なケースにおいてこの推定を反駁する要素を当裁判所に提示していない。確かに、政府は申立人がその日に身分確認を受けた唯一の人物ではないと主張しているが、他に何人がそのような確認を受けたのかなどの詳細を特定しなかったことも、この点について関連する詳細な情報を提供することもしていない。この性質の証拠を提供できるのは国のみであり、本件において政府はそのような証拠を提出できなかったことを正当化する説明を行わなかった。したがって、政府の主張は、差別的取扱いの推定を反証できると裁判所が考えるには漠然としすぎている。

135. 当裁判所はまた、人権擁護を目的とする国際機関のいくつかの報告書が、スイスにおける警察による人種プロファイリングの事例を報告していること（上記 § 45 および § 54）を想起する。このことは、特定の当事者、特にアムネスティ・インターナショナルの指摘（上記 121 および 122）によって確認されている。これらの主張を総合的に考慮すると、申立人が差別的取扱いを受けたという反証可能な推定を強化する可能性がある（対照的に、Natchova 他、前述、§ 157 参照）。一方、政府は当時この分野の統計データが利用できなかったと主張しており、これを国際機関および介入当事者が非難している。

136. 以上を考慮すると、当裁判所は、警察官が、公共の秩序や安全に対する脅威に直面しているかどうかを、明確な内部指示がない状態で非常に迅速に、判断しなければならないという困難さを十分に認識しつつも、本件においては、申立人に対する差別的取扱いの推定が存在し、政府がそれを反証することができなかったと結論付ける。したがって、条約第 14 条と第 8 条の違反があった。

III. 条約第 13 条の違反の主張について（申立 n° 25883/21 号）

137. 申立 n° 25883/21 号において、申立人は条約第 14 条と第 8 条の組み合わせに基づく不服申立てを検討するための効果的な救済

手段を持っていなかったことを訴えている。この点に関して、条約第 13 条を引用している。

《 条約で認められた権利と自由が侵害されたすべての人は、その侵害が公務を行う者によって行われた場合でも、国内の機関に対して効果的な救済を受ける権利を有する。 》

A. 受理可能性について

1. 当事者の主張

138. 政府は、この不服申立てを明らかに根拠がないとして受理不可能とするよう裁判所に求めている。

139. 申立人はこの主張に反対している。

2. 裁判所の評価

140. 裁判所は、条約第 13 条が条約で保障されている権利と自由の侵害を訴えるための国内法上の救済手段の存在を保障していることを指摘する。したがって、締約国はこの規定によって課される義務をどのように履行するかについて一定の裁量を有するものの、国内レベルで、管轄の国内当局が条約に基づく不服申立ての内容を知り、適切な救済を提供するための救済手段が存在しなければならない（例えば、Nicolae Virgiliu Tănase 対ルーマニア [GC], n° 41720/13, § 217, 2019 年 6 月 25 日, Soering 対イギリス, 1989 年 7 月 7 日, § 120, série A n° 161, および De Tommaso 対イタリア [GC], n° 43395/09, § 179, 2017 年 2 月 23 日を参照）。

141. 裁判所は、直ちに、条約第 14 条と第 8 条の組み合わせによる違反の認定（上記段落 103 および 136）は、申立人に、条約第 13 条の目的において「防御可能」とみなされ得る不服申立てを主張する権利を与えることを指摘する（この意味で、Bati 他対トルコ, n°s. 33097/96 および 57834/00, § 138, CEDH 2004-IV を参照）。

142. 裁判所は、この 条約第 14 条と第 8 条の組み合わせによる違反に関連して、条約第 13 条に基づき行われた不服申立てが明らかに根拠がないわけでもなく、また、条約第 35 条に基づく他の理由で受理不能でもないと判断し、裁判所はこれを受理可能と宣言する。

B. 本案について

1. 当事者の主張

143. 申立人は、申立人が人種的プロファイリングのために被ったとされる人種差別に関する不服申立てが、適切な裁判所によって十分に検討されていないと主張する。

144. 政府は、条約第 14 条と第 8 条の組み合わせによる手続的側面に関して上記で述べた理由とほぼ同じ理由で、条約第 13 条の違反はなかったと考えている。行政裁判所が問題の差別に関して正式に判断しなかったのは、その結論の表現方法によるものであり、効果的な救済手段への権利の侵害とはみなされない。

2. 裁判所の評価

145. 条約第 13 条に基づく義務の範囲は、条約に基づく不服申立ての性質に応じて変わるが、救済手段は法律上だけでなく実際も「効果的」でなければならず、その行使が国家当局の行為や不作為によって不当に妨げられてはならない。特定の条件下では、国内法が提供する救済手段全体が条約第 13 条の要件を満たすとみなされることがある（中でも、*Nicolae Virgiliu Tănase*, § 218, および *De Tommaso*, § 179, いずれも前述を参照）。

146. 条約第 14 条と第 8 条の組み合わせに基づく不服申立てに関連して条約第 13 条の違反があったかどうかについて、裁判所は、行政裁判所が申立人の訴えに基づいて国内裁判所の決定を取り消し、問題となった確認が違法であったと結論付けた（上記段落 28）が、肌の色が身分確認における決定要因であったかどうかについては未解決のままであったことを想起する。連邦裁判所は、申立人が争われた決定の取り消しまたは変更において保護に値する利益を有していないと判断し、したがって、申立人が訴える資格がないと判断した。したがって、スイスの上級裁判所もまた、条約第 14 条と第 8 条の組み合わせに照らした人種的プロファイリングの主張を検討することを怠ったことになる。

147. 当裁判所は、条約第 14 条と第 8 条を組み合わせた手続的側面に関する結論を想起する。すなわち、申立人の肌の色に基づく差別に関する主張がスイスの裁判所によって効果的に審査されなかったということである。基本的に同じ理由から、当裁判所は、申立人が、自分に対して行われた身分証明書の確認と身体検査において差別的な扱いを受けたという主張を国内裁判所において効果的に訴える手段を持たなかったと結論付ける。

148. 以上を考慮すると、申立 n° 25883/21 に関して、申立人により第 14 条と第 8 条の組み合わせに基づいて提起された不服申立てに関して、条約第 13 条の違反があった。

IV. 条約第 41 条の適用について

149. 条約第 41 条の条文によると、

「裁判所が、条約又はその議定書の違反があったと認める場合において、締約国の内国法がその違反の結果に対する部分的な賠償しか認めないときは、裁判所は、必要があるときは、被害当事者に正当な満足を与えなければならない。」

A. 損害

150. 申立人は、被ったとされる物質的および精神的損害に対する賠償を求めている。

B. 費用と経費

151. 申立 n° 43868/18 に関して、申立人は国内手続で発生した費用として 3,450 スイスフラン (CHF)、国内裁判所での弁護士費用として 14,983.50 スイスフラン、当裁判所での弁護士費用として 18,914.50 スイスフランを請求している。申立 n° 25883/21 に関しては、連邦裁判所での弁護士費用として 10,197 スイスフラン、当裁判所での弁護士費用として 14,327 スイスフランを請求している。

152. 政府はまず、申立人が国内当局での代理費用に関してのみ役務の詳細を提出しており、当裁判所での弁護士費用に関しては具体的な情報や証拠を提供していないと指摘する。政府は、当裁判所の慣行に照らして、この費用は認められないと考えている。国内当局での弁護士費用に関して、政府は、申立人が提供された役務の詳細をその意見に添付しているものの、問題となるその金額が実際に申立人に請求されたことを示す請求書その他の文書を示しておらず、申立人は、実際に手続費用を負担したことも証明していないと主張する。また、政府は、申立人が手続費用を自ら支払ったことも証明していないと付け加える。政府は、この点に関して、申立人が国内裁判所での手続において、複数の組織、特に Allianz gegen Racial Profiling という団体からの財政支援を受けていたことがインターネットの情報源から明らかであり、この団体が本申立てのためにクラウドファンディングを成功させたことも指摘する。政府は、この団体が他の募金の余剰を申立人の手続費用をカバーするために使用すると発表したことを付け加える。これらの要素を考慮

し、申立人が実際に費用を負担したことを示す証拠がないため、政府は裁判所に対してこの請求を却下するよう求める。

153. 当裁判所の判例によれば、申立人は、その費用と経費が実際に発生し、必要であり、その金額が合理的であることが証明されている範囲でのみ、その費用と経費の返済を受けることができる (Dudgeon 対イギリス (旧第 50 条)、1983 年 2 月 24 日、§ 20、série A n° 59)。当裁判所はまた、申立人が代理人の報酬を実際に支払ったか、支払う義務がある場合にその実際性が立証されることを想起する (Merabishvili 対ジョージア [GC]、no° 72508/13、§ 371、2017 年 11 月 28 日、Luedicke、Belkacem および Koç 対ドイツ (第 50 条)、1980 年 3 月 10 日、§ 15、série A no° 36、および Airey 対アイルランド (第 50 条)、1981 年 2 月 6 日、§ 13、série A no° 41)。例えば、無償で行動した代理人の報酬は実際には支出されていない (McCann 他対イギリス、1995 年 9 月 27 日、§ 221、série A no° 324)。

154. 当裁判所における手続で発生した費用 (18,914.50 スイスフラン) について、当裁判所は、所持している文書および前述の基準を考慮すると、この請求は十分な証拠がないため、十分に裏付けられていないと考える。さらに、政府が主張するように、申立人の事件を含む国内裁判所で発生する費用をカバーするためにクラウドファンディングが組織されたという主張を考慮する。したがって、少なくとも一部の費用が第三者によって負担された可能性がある。最後に、当裁判所は、申立人が 850 ユーロの司法援助を受けたことも想起する (申立 n° 25883/21)。したがって、当裁判所は、当裁判所における手続で発生した費用の払戻し請求を却下する。

155. 他方、国内手続に関して請求された金額について、当裁判所は、政府が示したウェブサイトの情報では、第三者によって組織された資金調達で費用と経費の全額をカバーするのに十分な資源を生成したと結論付けることはできないと判断する。申立 n° 43868/18 に関連する司法費用 (3,450 スイスフラン) および関連する弁護士費用 (14,983.50 スイスフラン) について、当裁判所は、この請求が正当であり、合理的であり、詳細であると判断する。したがって、当裁判所は、申立人にこれらの金額を割り当てる。連邦裁判所での弁護士費用として申立 n° 25883/21 で請求された 10,197 スイスフランについては、当裁判所はこれを過剰と判断する。この名目で合理的と判断される金額は 4,000 スイスフランである。

156. 前述のことを考慮し、裁判所は、国内手続で発生した費用および経費として、申立人に合計 22,433.50 スイスフラン (約

23,975 ユーロ (EUR) に相当) を割り当て、さらに申立人がこの金額に対する税金として支払うべきこととなり得る金額を割り当てる。

5 これらの理由により、裁判所は全会一致で、

1. 申立てを結合することを決定する；
2. 条約第 14 条違反と第 8 条違反の不服申立てと条約との事項的管轄における整合性の問題と、差別的動機が申立人の身分証明書の確認に関係したかどうかの調査義務に関する不服申立ての本案とを組み合わせることを決定する；
3. 申立人を受理可能と宣言する；
4. 条約第 14 条と第 8 条が本件に適用され、申立人の身分証明書の確認において差別的な動機が役割を果たしたかどうかを調査する義務に関する手続上の違反があったと判断する；
5. 申立人の身分確認の差別的な性質に関する主張に関して、条約第 14 条と第 8 条の実質的な違反があったと判断する；
6. 申立 n° 25883/21 に関して、条約第 14 条と第 8 条に基づく申立人の不服申立てに関連して、条約第 13 条の違反があったと判断する；
7. 曰く
 - a) 被告国は、この判決が条約第 44 条第 2 項に従って確定した日から 3 か月以内に、申立人に対して 23,975 ユーロに支払日に適用されるレートでスイスフランに換算した金額に、申立人がその金額に対して税金として支払うべき金額を加えた金額を、費用および経費として支払わなければならない。
 - b) 当該期間の満了から支払いまでの間、この金額には、当該期間に適用される欧州中央銀行の限界貸付枠の利率に 3% ポイントを上乗せした利率による単利が加算される。
8. その他の公正な満足の要求を却下する。

ワ・バイレ 対 スイス判決

フランス語で作成され、その後、規則第 77 条第 2 項および第 3 項に従って 2024 年 2 月 20 日に書面で通知された。

Milan Blaško
書記官

Pere Pastor Vilanova
裁判長

翻訳：

